

平成 30 年 6 月 13 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6月13日（2日目）

日程第1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	中川昌一	総務課長	大岩幹治
検査財政課長	山下忠仁	防災安全課長	内田純慈
税務課長	神谷和伸	企画部長	田中嘉久
企画課長	滝本功	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木良一	建設課長	鈴木淳二
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	田中吉郎	住民課長	宮地利佳
福祉課長	相川和英	環境課長	宮地廣二
保健介護課長	鈴木茂夫	教育長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	山下雅弘	社会教育課長	森崇史
学校給食 センター所長	宮本政明	会計管理者 兼出納室長	鈴木正則

学 校 教 育 課
指 導 主 事 蟹 江 敏 広

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 相 川 博 運 主 幹 大 久 保 美 保

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は6月定例町議会2日目に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、検査財政課長より発言の申し出がありましたので許可します。

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

議長のお許しを得て発言させていただきます。

議会初日で内田議員より議案第49号 工事請負契約の締結について、日間賀島渡船施設整備工事における最低制限価格の設定についての御質問に対する答弁をさせていただきます。

南知多町契約規則第15条第1項に基づき、契約担当者は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の5分の4から3分の2までの範囲内において定めなければならないとしています。この規定の範囲内において設定しています。

なお、この価格については、公表はしておりません。以上です。

○議長（藤井満久君）

ありがとうございました。

それでは、改めまして、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしく申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（藤井満久君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では原稿の朗読によりますので、よろしくお願いいたします。

1. 人間ドック助成事業について問う。

国民健康保険事業は、ほかの医療保険制度に加入していない全ての方、農業、漁業、自営業者、無職の人、零細企業の従業員やその家族の人などを被保険者とし、地域医療の確保と住民の健康保持・増進を目的とした制度であります。ほかの医療保険に比べ加入者の平均年齢が高く、平均所得が低いため、国保財政は脆弱な基盤の上での不安定な財政運営となっております。安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、課題が懸念されております。

さて、本町では、本年度、国民健康保険加入者を対象に人間ドックの助成を開始することになりました。先着160名に人間ドック基本料金の7割分を町が負担をします。人間ドックの目的は、受診することでふだん気がつきにくい疾患や臓器の異常及び健康度などをチェックすることにより、生活習慣病など病気の早期発見・早期治療、重症化の予防を図ることです。

また、国保加入者の人間ドック受診は、自発的な健康づくりと健康維持により医療費の出費を抑え、国保財政の健全化に大きく寄与すると考えられます。したがって、人間ドックの重要性を考慮し、希望者全ての人を受診できるようにすれば、より大きな効果が得られると考えられます。そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 平成29年度ヤング健診や特定健診の受診状況はどうか。また、ヤング健診の受診者で国保加入者はどのぐらいか。

2. 近隣自治体における人間ドック助成事業の実施状況はどうか。また、補助率はどうか。

3. 人間ドック助成事業の予算はどのぐらいか。また、定員160名に基本料金の7割分を町が助成する根拠は何か。

4. この事業の目的はどのように考えているか。

5. 人間ドック助成申し込みの受け付け状況について、聞くところによると5月1日から11月30日までの7カ月もある申込期間で、わずか2日間くらいで定員にすぐ達したようだが、定員と期間はどのように決めたか。

6. 今後は抽せんを行うとか、公平で合理的な受け付け方法を考慮してはどうか。

7. この助成事業の定員を今後追加する考えはないか。

8. 脳ドックの助成はどのように考えているか。

続きまして、2番に移ります。

エキノコックス対策について。

平成30年4月17日の新聞に知多半島でエキノコックス検出の記事が掲載されました。県動物保護管理センター知多支部が、昨年4月からことし2月に知多市と阿久比町、南知多町で捕獲した3頭の野犬のふんから、国立感染症研究所が遺伝子検査によって寄生虫のエキノコックスを検出した。平成26年に阿久比町の野犬で確認されたのに続いて県内2例目だ。県健康対策課によると、野犬の間で感染が広がっているおそれがあるとしている。

エキノコックスは、もともと北海道のキタキツネが持っていた体長5ミリ以下の寄生虫である。人が感染すると10年ほどの潜伏期間を経て腹部が張って黄疸が出るなどの症状が出る。放置すると肝機能不全を起こし死亡することもある。流行地域の北海道では、年間に10人ほどの患者が出ている。非常に危険な寄生虫である。新聞発表により、今後、南知多町の農業や観光業の風評被害も懸念され早急な対策が必要と考える。そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 町では、エキノコックスをどのように認識しているか。

2. 大井地区には野犬のほかにキツネなども生息している。このような野生動物などの捕獲対策はどのように考えているか。

3. 町では、エキノコックス感染についてホームページで注意喚起を行っているが、それ以外でどのようなことを行っているか。

4. 南知多町の農業や観光業など、風評被害の情報はないか。

5. 町当局は、エキノコックスに対してどのような対策を考えているか。

以上で壇上での質問を終わります。町当局の明確なる答弁をお願いいたします。再質問は自席で行いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-1、平成29年度ヤング健診や特定健診の受診状況はどうか。また、ヤング健診の受診者で国保加入者はどのぐらいかについて答弁させていただきます。

まずヤング健診とは、16歳から39歳の学校や職場で健診を受ける機会のない方が対象で、加入する保険に関係なく受診することができます。

受診状況につきましては、対象者4,192人に対し、受診者が276人、受診率は6.6%になります。

次に、特定健診とは、40歳から74歳の国民健康保険の加入者が受診できます。受診状況につきましては、対象者4,975人に対し、受診者が1,791人、受診率は36.0%になります。

また、ヤング健診の受診者で国保加入者につきましては、受診者276人中179人であり、受診率は、64.9%になります。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今、おっしゃられたように特定健診が36%でヤング健診が6.6%。ヤング健診の受診率が大変低いと思いますけれども、何か対策とかは考えていますか。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（鈴木茂夫君）

ヤング健診は国保加入者にかかわらず、ほかの医療保険に加入している方も含めて、健診を受ける機会がない人の受け皿として受診することができます。

周知の方法としては、広報、あるいはホームページといったことで周知をしております。受診率向上のためには、そのような周知を重点的に今後行っていく必要があると考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ヤング健診というのは若い人で、それにメタボの健診とかをするのでなかなか行きづらいと思うんですけれども、もうちょっと考えていただきたいなあと思います。

先日、配っていただきました第3期特定健診審査等実施計画というのがございます。

その69ページを見ますと、特定健診の今後の目標として、平成35年には60%まで受けてもらおうという仮定がされております。また、ヤング健診におきましても15%まで上げるという目標がされております。こちらのほうは目標達成ができると思いますか。

○議長（藤井満久君）

住民課長。

○住民課長（宮地利佳君）

ただいまの特定健診とヤング健診の受診率を目標まで達成できるかという御質問に対してですが、今後の受診率向上に対しての対策としまして考えておりますのが、まず健診を都合のいいときに受けられるようにということで、各医療機関等で受診できる個別健診というのを実施しております。これに対しまして、今までは町内の医療機関と、あと美浜町の厚生病院、半田市の医師会の健康管理センターでやっておりました。ここに追加しまして、今年度から美浜町の渡辺病院と浜田整形外科内科クリニックを追加して受診機会の充実を図りました。

あとそのほか、集団健診では、昨年度までは17日間行っておりましたが、今年度につきましては、5月から7月に各地区で集団健診を行っておりますが、そこで受けられなかった方が受けられるようにということで、1日ですけど追加いたしました。

そのほかには、未受診者、受けていない方に対しての勧奨のはがき、通知等を出しておりますが、このはがきの勧奨につきましても、今後重点的にやっていきたいと考えております。

あと個別健診の関係ですが、本年1月に南知多町の医師会がありまして、その場におきまして、各医療機関でも個別健診を勧めていただくようにというふうをお願いしてきました。このようなことによりまして、目標に達成するように努力していきたいというふうに考えております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

詳細な説明をありがとうございました。

十分に努力していただいて目標を達成していただくようお願いいたします。何よりも住民の健康、診査を受診することによっていろいろな病気がわかります。その後もいろ

いろと指導してくれると聞いております。よろしく願いいたします。

次に移ってください。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは続きまして、御質問1-2、近隣自治体における人間ドック助成事業の実施状況はどうか。また、補助率はどうかにつきまして答弁させていただきます。

知多管内の本町を除いた5市4町の状況につきまして答弁いたします。

平成30年度に知多管内で人間ドック助成事業の実施を予定しているのは、本町のほか、常滑市、東浦町、阿久比町及び美浜町の1市3町でございます。

人間ドック事業の補助率につきましては、助成の方法により単純計算ができない市町があるため、自己負担額または市町の助成額をお答えいたします。

まず常滑市につきましては、自己負担額を常滑市民病院では1万円、他の市内医療機関では7,000円で実施し、市の助成額としては1人当たり約2万円、定員は230人であります。平成29年度の受診者は224人でありました。

東浦町は、平成29年度までは1人当たり4,000円の定額補助でありましたが、平成30年度は1人当たりの助成額を1万円に増額しております。定員はありません。平成29年度の受診者は58人でありました。

阿久比町につきましては、基本料金の5割を助成し、1人当たり男性1万6,200円、女性1万8,360円を助成します。定員は300人であります。平成29年度の受診者は267人でありました。

美浜町につきましては、定額助成で1人当たり1万1,600円の助成、定員はありません。平成29年度の受診者は367人でありました。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

次、3番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

次、3番の答弁を、厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは続きまして、御質問1－3、人間ドック助成事業の予算はどのくらいか。また、定員160名に基本料金の7割分を町が助成する根拠は何かにつきまして答弁させていただきます。

まず、平成30年度の間人ドック助成事業の予算額は、人間ドック委託料324万円であります。

次に、定員160名、基本料金の7割分を町が助成する根拠につきまして、平成19年度までは人間ドック助成事業に対して国の補助もあり、本町でも平成19年度まで人間ドックに対する助成を行っていました。そのときの助成は、定員100名、助成額は2万2,000円で基本料金の約7割でございました。

また、一般的な保険診療の場合、保険者の負担割合も7割であります。そのため、今年度の人間ドックの助成の実施に当たっては、これらの数字を参考にし、定員については予算の財源を考慮しつつ、100名から60名増員し160名の定員としたものであります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

先ほど美浜町、阿久比町、東浦町、常滑市の実施状況を調べていただきました。その中で、美浜町が1万1,600円、常滑市が1万円と7,000円、阿久比町が1万6,200円と1万8,360円、東浦町が約1万円ということで、大体2分の1ぐらいでやっておられますので、こういう考え方もあるということをお指摘しておきます。

次、4番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1－4、この事業の目的はどのように考えているかにつきまして答弁させていただきます。

人間ドック事業の目的としましては、榎戸議員の御説明のとおり、住民の健康の保持・増進を図るため特定健診事業に加えて、より詳細な検査を実施する人間ドックの費

用を助成することにより、ふだん気がつきにくい疾患や臓器の異常及び健康度などをチェックすることができます。

また、人間ドックや無料の特定健診を定期的を受けることにより、健康に関心を持ち、病気の早期発見・早期治療、重症化を予防することができ、将来的には医療費の抑制につながるものと考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今言われたように、人間ドックは被保険者の健康の維持増進が目的であります。ひいては医療費の出費を減少させ、国保財政の健全化に大きく寄与するものと考えられます。

したがって、より多くの方に人間ドックを受診していただくよう、今後とも望まれます。

1－5に移ってください。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1－5、人間ドック助成申し込みの受け付け状況について、5月1日から11月30日までの7カ月もある申込期間でわずか2日間ぐらいで定員にすぐ達したようだが、定員と期間はどのように決めたかにつきまして答弁させていただきます。

定員につきましては、御質問1－3で答弁させていただきましたが、平成19年度の定員を参考にし、60人増員して160人としたものであり、申込期間につきましては、申込者が定員に満たないケースを想定し、長目に設定したものでありますが、今回の申し込みにつきましては、予想外に反響が大きく、受け付け初日の11時ごろに定員に達したものでございます。

広報、町のホームページ等で事前にお知らせいたしましたが、定員になり次第締め切りますとさせていただいておりましたので、その後の申し込みにつきましては、若干のキャンセル待ちを受けていますが、丁重にお断りしたという状況でございます。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

その受け付け状況なんですけれども、結局は何人ぐらい受診できなくなったんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

住民課長。

○住民課長（宮地利佳君）

人間ドックの申し込みされた方についてなんですが、6月12日、きのうの状況になりますが、160人は受診できるということで受け付けを終わっております。あと15の方にキャンセル待ちという形でお待ちいただいています。あとそのほか95の方がお断りしたという状況になります。ですので、申し込みの電話があった、依頼があった方を合わせますと270人ということになります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大変多くの方がことしは申し込んできたわけでございます。申込期日というのが、美浜町が11月30日まで、常滑市が3月22日から4月20日の1カ月、阿久比町が2月の末まで、東浦町が1年以内の申請ということで、南知多町も長く受け付けているわけなんですけれども、そういった中で、そう大差がないわけなんですけれども、そんな中でこのように多く受診者がふえたということは、町当局はどのように考えていますか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

今年度につきましては、人間ドックを平成19年度以来、復活して実施するということになったわけでございますが、ことしは町長が再三申し上げているとおり、医療費を減らしたいということで7割補助ということで、かなりそれについてはいろいろなところでPRさせていただいたということで、その効果が出て、初日の予想外の申し込みの反響だったのかなあというふうに想像しているところでございます。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

6番へ行ってください。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1-6、今後は抽せんを行うとか、公平で合理的な受け付け方法を考慮してはどうかにつきまして答弁させていただきます。

受け付け方法につきましては、今年度は先着順で受診者の決定をさせていただきましたが、今後につきましては、他市町の受け付け方法等を参考にし、受診を希望する方に対して、受診機会の公平性を保つにはどのような受け付け方法にしたらよいか検討いたします。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

やはり多くの方々が受診できなかったわけでありまして、例えば来年は7割補助のまままで全ての人を受け付けて後に抽せんをする、そんなようなことも考えていただきたいなあと思います。あるいは5割補助で全ての人を受け付けるとか、そんな方法もありますし、いろいろな方法があると思うんですけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

7番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1-7、この助成事業の定員を今後、追加する考えはないかにつきまして答弁させていただきます。

人間ドック助成事業につきまして、人間ドックの検査項目に特定健診の項目が含まれ

ていることから二重の健診となりますので、特定健診を受けられた方は、人間ドックの助成が受けられないものとしております。

平成30年度につきましては、5月8日から特定健診の集団健診が始まっており、既に特定健診を受診されている方もいらっしゃいますので、今後定員を追加した場合、人間ドックを受けたかったが受け付けを締め切られていたために、特定健診を受診した方は人間ドックの助成が受けられないこととなり、公平性を欠くこととなります。

また、人間ドック助成事業は国民健康保険加入者を対象にした事業であるため、国民健康保険特別会計により事業を実施しております。国民健康保険特別会計は、基本的には国保加入者の国保税と国・県からの交付金が財源となるものであります。しかし、人間ドック事業に対しての交付金はないため、主な財源は国保税で賄うこととなります。

今年度より国民健康保険制度が県域化されたことに伴い、愛知県へ納める国民健康保険事業費納付金は、毎年加入者の所得や医療費などをもとに計算されるため、来年度以降の見込みが現時点では不明であります。

このような状況にありますので、平成30年度の追加募集は困難でございますが、来年度につきましては、国民健康保険特別会計の財政状況を勘案し、増員等について検討させていただきます。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

よくわかりました。けれども、15人がキャンセル待ちで、95人が断られたということで、約110人の方々が非常に残念な思いをしております。どうか追加していただきたいところでございますけれども、今の答弁を聞きますとなかなか無理だということがわかりました。

とても100名から60名からふやして、ことしはすばらしい事業だなと言われるところであったにもかかわらず、こういったことが起きますと「何だ、これは」と後味の悪い結果と町民も見るかもしれません。そんな中で来年度におきましては、より研究をし、他の市町に胸の張れるような、そんな人間ドックの事業にしていきたい、そのように考えます。

1－8番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1－8、脳ドックの助成はどのように考えているかにつきまして答弁させていただきます。

脳ドックは、脳卒中などの脳の病気の兆候を調べる検査であり、脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血など重篤な脳疾患を未然に防ぐことが可能となる検査であります。全国の死亡原因の順位で脳血管疾患が、悪性新生物、心疾患、肺炎に次いで第4位であり、本町の死亡原因でも第4位であるため、早期発見・早期治療に資するため実施しています。

平成29年度までは、定員200名に対し検査費用の7割を助成してきましたが、脳ドックにつきましては、一般的には二、三年に1回の受診でよいとの見解もあるため、平成30年度からは2年続けて助成できないとの条件を付して実施し、定員も150名として実施する予定であります。

なお、今後も事業を継続していきたいと考えております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

28年度の実績は194人でした。今年度は150人にするということですがけれども、2年続けてやるというのはなかなかできないということで、まあこのぐらいかなと思うんですけども、もし150名の定員が超えてきた場合には、どのように考えていますか。

○議長（藤井満久君）

住民課長。

○住民課長（宮地利佳君）

脳ドックの定員を超えた場合はどうするかというところですが、脳ドックにつきましても、人間ドックと同じような状況でありまして、予算の関係がありますので、定員以上に今年度につきましてふやすということは難しいかなというふうに考えております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

人間ドックで失敗しているんですから、脳ドックのほうは成功させていただきたいと思います。よく考えてお願いしたいと思います。

次、大きい2番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問2. エキノコックス対策についてのうちから、2-1から2-3までと2-5につきましては、私、厚生部長から、2-4につきましては、建設経済部長から答弁させていただきます。

御質問2-1、町では、エキノコックスをどのように認識しているかにつきまして答弁させていただきます。

エキノコックスにつきましては、現在、北海道では流行地域とされており、主な宿主となるキツネの感染率は40%にもなると言われています。

歴史的には、もともと北海道にあったものではなく、大正時代に北海道の北部、稚内の西方60キロメートルの日本海に位置する礼文島において、ノネズミ退治と毛皮を得るため、中部千島から12つがいのキツネを導入し、不幸にもその中にエキノコックスを宿したものがいて島内のキツネとノネズミに定着し、昭和12年ごろからエキノコックス症の患者が発症し始め流行したとのことです。

この流行は一旦おさまったのですが、昭和40年以降、道東の根室、釧路地方で新たな流行が起こり、さらに北海道全域に広がり現在に至っているとされています。

平成25年度までで国内のエキノコックス症の感染者数は累計約600人、北海道が8割以上を占めているとされています。本州では、青森県で20人以上確認されており、他の都府県でも報告がありますが、感染経路など詳しい実態はわかっていないとされています。

愛知県では、平成26年に阿久比町で野犬のふんから卵を検出しました。今回、昨年4月からことしの2月に知多市、阿久比町、南知多町で捕獲された野犬3頭のふんから遺伝子検査によってエキノコックスが検出されたとの報道があったところです。

これらを受け、愛知県では記者発表等により注意喚起を行うとともに、引き続き野犬

のふんからエキノкокスの感染状況を調査するとしています。

エキノкокス症の予防方法としては、野山へ出かけ、帰ったときはよく手を洗うなど、適切に予防すれば人への感染を心配する必要はないと認識しています。

本町におきましては、議員の御指摘の風評被害も懸念される中、ホームページ、チラシなどによる注意喚起を行うほか、国・県の対応を注視しているところでございます。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

エキノкокス症という病気があります。エキノкокス症とは、エキノкокスという名前の寄生虫による病気であります。親虫は体長が3ミリから4ミリで、キツネや犬の腸に寄生しております。親虫が生み出す卵は動物のふんとともに排出されます。この卵は直径0.03ミリと極めて小さいものであり、感染症を保って野外に分布しております。通常はこの卵がノネズミの口から体内に入り、肝臓などで幼虫に発育し、そのままとどまっておりますが、その幼虫を宿したノネズミをキツネが食べるとキツネの腸で親虫になります。このように自然界では、エキノкокスはキツネとノネズミの間で受け渡されながら生活をしております。

人がエキノкокス症にかかるのは、親虫を宿すキツネや犬のふんとともに排出された卵が何らかの機会に人の口に入り、肝臓などに幼虫が寄生することによります。感染してから症状が出るまでに数年から十数年かかり、治療のためには手術を受けなければならない、大変厄介な病気だと言われております。

4月には愛知県で野犬のふんから卵が検出されました。専門家によりますと、このまま放置すると非常に危険だと言われております。10年後には大井や、あるいは南知多町からエキノкокスの患者が発生するかもしれません。そこで、もっと真剣に対策を町当局は取り組んでいただきたいと、このように思います。

2番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問2-2、大井地区には野犬のほかキツネなども生息している。このような野生動物などの捕獲対策はどのように考えているかについて答弁させていただきます。

野犬につきましては、狂犬病の発生予防等のため、県動物保護管理センターが狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する条例に基づき捕獲しているものでありますが、キツネなどの野生動物につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、原則として捕獲は禁止されているため、捕獲の予定はありません。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

現在本町では、野犬捕獲用のおりは幾つありますか。

○議長（藤井満久君）

環境課長。

○環境課長（宮地廣二君）

失礼します。

ただいまの榎戸議員のおりの件数、そういったところで、本町におきましては、中型・大型犬用としまして6件、また小型犬用としましてのおり5件ということで、合計11件を用意しております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

それはどのようなときに仕掛けられるんですか。

例えば、常時置いてあるのか、出そうなところに。あるいは目撃情報を得てからかけるのか。

○議長（藤井満久君）

環境課長。

○環境課長（宮地廣二君）

野犬の場合ですと、皆さんからのそういった情報提供がないとなかなか設置すること、または捕まえることができませんもんですから、住民の皆さん方にも回覧、広報等の中で、そういった野犬を見かけたら私のほう、また愛知県の動物保護管理センター、半田に知多支所がございます、そういったところへ御連絡をいただきまして、実際に仕掛ける場所というのはなかなか民有地ですと難しいというところもあります。また、そういった方に協力してもらわないといけないというところもあります。なかなか野犬のほうも警戒心が強いという中で、餌づけをしながらとかというような形でおりを仕掛けております。そういったところで県との連携を図りながら、おりを仕掛けておるといった状況でございます。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

この南知多町でエキノコックスの野犬が発見されてからの状況は、何か違った対処をしておりますか。

○議長（藤井満久君）

環境課長。

○環境課長（宮地廣二君）

エキノコックスの情報が、まず3月29日の中日新聞に掲載されました。その後、先ほどの4月17日だと思いますが、同じくそういった情報、知多市、阿久比町、南知多町の3カ所で陽性反応が出たということでもあります。

そういったことへの周知ということで、5月の当初に町内全地区へ回覧板ということで、そういった情報、また注意喚起をさせていただいております。また、ホームページでも、またケーブルテレビのほうでの情報提供という形でもやらせていただいております。ということで、まずそういった注意喚起ということでやらせていただいております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

やっぱり対策は対策で考えていただきたいなあと思います。

それで、阿久比と大井と知多市でエキノコックスの入った野犬が出ました。その中で阿久比が雌の幼犬、大井が雄の成犬2歳、知多市が雌の成犬2歳ということでありませけれども、阿久比の犬は駆虫薬を投与した後、譲渡されたとあります。また、知多市の成犬も駆虫薬を投与した後、譲渡されておりますが、大井でかかった雄の成犬2歳は殺処分となっております。ここら辺はどのような状況だったのでしょうか。把握しておりますか。

○議長（藤井満久君）

環境課長。

○環境課長（宮地廣二君）

ただいまの3頭、知多市と阿久比町につきましては、まず駆除薬によって駆除された後、引き取り手があらわれたということで譲渡されております。

南知多町で見つかったものにつきましては、通常、動物保護管理センターのほうにおきましては、まずそういった捕獲がありますと健康状態をチェックしまして行動観察、そういった期間を設けて人への攻撃性、犬の性格性、そういったところを見きわめまして、飼い主になっていただける人を探すということになっておりますが、今回、大井で見つかった犬につきましては攻撃性が強いということで、これはちょっと譲渡するには難しいのかなというところで、また譲渡を受ける方も見つからなかったということで、最終的には殺処分されたということ聞いております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大井にはキツネがいます。ある方がフェイスブックに動画を載せておきまして、私も見ましたけれども、大変かわいいキツネですけれども、これがもしエキノコックスにかかっていて、それが野犬にうつったということになると非常に大変なことだと思うんですけれども、このキツネの対策というのは考えられるのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

先ほども申し上げたんですが、キツネに関しては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律ということで、逆に保護されるような意味合いもあるということで、野犬に対しては根拠となる法律、あるいは条例でおりを設置して捕獲もできるんですが、キツネについては、今のところ捕獲というような考えはできないというところでございます。

○11番（榎戸陵友君）

2番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問の2-3、町では、エキノコックス感染についてホームページで注意喚起を行っているが、それ以外でどのようなことを行っているのかについて答弁させていただきます。

知多半島内で捕獲された野犬3頭のふんから遺伝子検査によってエキノコックスが検出されたため、環境課において、5月に「野犬に注意しましょう」の回覧を全地区に行い、この回覧の中でエキノコックスについての情報提供及び注意喚起を行っております。また、ケーブルテレビの南知多地区のデータ放送においても、同様の内容で情報提供及び注意喚起を行っております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

近年、野生のキツネに駆虫薬、虫下しを飲ませて人への感染の機会を減らす試みが国内外で行われております。ドイツで最初に試された方法でキツネ用の餌の中に粉末の駆虫薬をまぜて野外に散布したところ、試験地域のキツネの感染率が、試験前には60%を超えていたのが、20%までに低下をしたそうです。散布を継続し、動物間での流行を低く維持することができれば、人の感染の危険性を減らすことに役立つと考えられます。

野生動物相手の仕事のために一朝一夕には結論は出ないと思いますが、さらに検討する必要があると思います。参考にさせていただきたいと思います。

次、4番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問2-4、エキノコックスによる南知多町の農業や観光業など、風評被害の情報はないかにつきまして答弁させていただきます。

エキノコックスによる南知多町の農業や観光業における風評被害につきましては、農協南知多営農センターと町観光協会にも確認したところ、特にはありません。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

観光面についてですけれども、自然環境に恵まれた北海道には多くの野生動物が生息して、この地を訪れる観光客にとっても魅力の1つであります。しかし、野生動物は人の病気の原因となることもある。道内の土産物店に行くとキツネをデザインした品物がところ狭しと並んでおります。また、観光地では餌をねだるキツネの姿を見かけることもあります。けれども、北海道では、このキツネが原因となる寄生虫に半世紀以上悩まされてきたのが現実であります。

本町におきましても、観光をキツネで売っているわけではありませんけれども、現実には野犬でエキノコックスが出たということで、観光客の反応が少なからずともあると思います。今後気をつけていただきたいと思います。

そして農業関係に関しましても、先ほどお話ししましたように、人がエキノコックス症にかかるのは卵が口から入ったときであります。沢水など管理されていない水にキツネや野犬のふんが混入すると卵が含まれている可能性があります。また、エキノコックスに感染したキツネがいると、その周辺の土壌や植物が卵で汚染されている可能性もあります。

本当に南知多町、あるいは大井の農作物に影響はないのでしょうか。ちょっとクエスチョンマークがつきますけれども、そういったいろいろな情報があると思いますので、もしありましたら、それに耳を傾けて対処をしていただきたいと思います。

5番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問2-5、町当局は、エキノコックスに対してどのような対策を考えているかにつきまして答弁させていただきます。

議員御指摘の風評被害も懸念される中ではございますが、繰り返しになりますが、ホームページ、チラシなどによる注意喚起を行うほか、国・県の対応を注視しているところでございます。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

注意喚起ということで、回覧板にも「野犬に注意しましょう」という、エキノコックスについてというのが来ました。6項目ありますけれども、このほかにも捕獲された野犬等のふんのエキノコックス感染状況を調査していただきたい。

2つ目には、捕獲された地域を広範囲で駆虫薬の散布をしていただくことを希望します。

また、3つ目に、ノネズミを捕食した等によりエキノコックスの感染リスクのおそれがある犬の飼い主に対して、医療機関や動物病院への受診の勧奨、周知に努めていただきたい。

あと4つ目に、町民に対し、予防方法などの注意喚起をより一層していただきたい、以上のことを提唱いたします。

そして最後ですけれども、ある新聞に次のようなことが書かれておりました。

アフリカで問題となっているエボラ出血熱も、本来、野生動物が持っていたウイルスに人が感染し流行が起こったと考えられております。このようにエキノコックスに限らず、野生動物には、時として人の健康にとって危険な側面があるということを我々は十分認識すべきであります。

そして餌づけなど過度な野生動物との接触行為がいかに危険であるか。また、野生動物と共存する上での適切な行動について、それぞれの立場で考えるよう理解を深めるべきである。そのような理解と工夫の中から人と野生動物の本当の意味での共存が生まれ

るのではないだろうか。こういうことが書かれております。エキノコックス対策、南知多町でもしっかりとお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時40分までとします。

〔 休憩 10時30分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、3番、片山陽市議員。

○3番（片山陽市君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

暫定用途地域解消について。

平成28年2月に愛知県が策定した暫定用途地域解消を目指す施策ガイドラインにより期間限定の規制緩和が南知多町にも通達されたようです。内容について、愛知県都市計画課に問い合わせをしましたが、行政文書ではないため開示できないそうなので確認ができませんでした。

南知多町には、内海地区に2カ所、山海地区、豊浜地区、大井地区に各1カ所、合計5カ所の暫定用途地域があります。これらの地域は、土地区画整理等による将来的な面整備に備えて暫定的に土地利用を抑制し、建ぺい率30%、容積率50%、高さ制限10メートル以下に規制の厳しい用途地域である第1種低層住居専用地域に指定され、現在に至っています。

半田市のホームページに平成29年度の都市計画審議会の議事録が掲載されており、ガイドラインの一部が推測されておりますので、以下の質問をします。

1. 通達がされてから2年以上経過しているが、暫定用途地域を解消する検討、あるいは議論はされているか。

2. 暫定用途地域を解消して、例えば第1種住居地域に変更ができた場合の想定されるメリット・デメリットは何か。

3. 平成37年度には、暫定用途地域が市街化調整区域になってしまう可能性があるが、

その場合の想定されるメリット・デメリットは何か。

4. 山海地区において暫定用途地域は海岸沿いにある。本町において想定される最大の津波の高さは9.5メートルである。この海岸沿いの地域に住宅の高さ制限10メートルを設けているのはおかしいと感じますが、今現在、何か考えはあるか。

5. 暫定用途地域を解消するためにやらなければならないことは何か。

6. 平成30年4月より田園住居地域という13番目の用途地域が新設されたが、本町において田園住居地域を定める準備はされているか。また、都市計画審議会で議論されているか。

以上でございますが、再質問がある場合は自席にてさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-1、通達がされてから2年以上が経過しているが、暫定用途地域を解消する検討、あるいは議論はなされているかにつきまして答弁させていただきます。

町においては、愛知県と暫定用途地域の解消に関して、南知多町ではどのような方法が可能であるのか、どのように住民に対して周知をすべきかなどの検討をしているところでございます。

なお、ことし9月ごろには、暫定用途地域の土地の所有者に対して、説明会、アンケート調査を実施していきたいと考えております。

また、南知多町都市計画審議会においても、暫定用途地域の取り扱いを含めた都市計画マスタープランの見直しを検討していく予定でございます。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

愛知県都市計画課ではガイドラインが開示できないと言われましたし、たまたま半田市のホームページで議事録がありまして、半田市は暫定用途地域を解消されたようです。その議事録の中にこのガイドラインのことが書いてあったので、中身をどうしても知り

たかったんですが、なかなか確認することができませんでした。

ただ、その議事録の中には、平成37年度までの10年間の間に規制緩和をしておるよう
でございますが、その37年になってしまった段階では、もう市街化調整区域にしてしま
うよというようなニュアンスで書かれておりました。

そんな中でも、今の部長の答弁の中で、ことしの9月には住民に対して説明会なりア
ンケート調査なりをしていただけるということでございますので、そのアンケート調査
をするに当たって、先ほど言った5カ所、内海2カ所、山海1カ所、豊浜地区、大井地
区、5カ所のそれぞれの地権者の数等々がわかれば教えてください。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

各地区の対象地権者の数でございますが、土地の筆数から計算した延べ人数ではござ
いいますが、内海地区につきましては、内海駅北、内海第二の2カ所において約290名、
山海地区は約150名、豊浜地区は約17名、大井地区は約50名でございます。以上ござ
います。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

半田市の議事録から、半田市の議事録を今ここに持っておりますけれども、推測しま
すと、地権者の3分の2の同意が得られれば解消ができるというように受け取れるよう
な書き方がされておりますが、アンケート調査において、同意をするしないだとか、そ
ういった内容にするのかとか、アンケート調査の内容について、これから多分検討され
ていかれると思うんですけど、具体的に何かこういうことを聞いていこうと思うとか、
あれば教えていただきたいと思います。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

アンケート調査の具体的な内容だと思いますが、アンケート調査の内容に関しまして
は、現在検討中でございますが、内容につきましては、厳しい建築制限で困っているこ

とはありますかだとか、今後、所有している土地につきましてどのように活用していきたいですか、また現在の建築制限がどのようになればよいかなどの意向を聞いていきたいと考えております。以上でございます。

(3 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

地権者の皆様がしっかり理解をしていただいて、同意が得られるようなアンケート調査にさせていただきたいと思えますし、そもそも3分の2の同意を得なければいけないということですから、返事を出さないとか、アンケート調査の返答をしないというような内容じゃなくて、できるだけ多くの方が返答していただけるような、そんなアンケート調査にさせていただくようお願いをします。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-2、暫定用途地域を解消して、例えば第1種住居地域に変更ができた場合の想定されるメリット・デメリットは何か。御質問1-3、平成37年度には暫定用途地域が市街化調整区域になってしまう可能性があるが、その場合の想定されるメリット・デメリットは何かにつきまして、関連がありますので一括して答弁させていただきます。

まず暫定用途地域とは、土地区画整理事業等による計画的な市街地形成が必要な地域を暫定的に敷地面積に対する建築面積の割合である建ぺい率を30%、敷地面積に対する建物の延べ床面積の割合である容積率を50%、建築物の高さの限度を10メートルに制限している第1種低層住居専用地域を言います。

これまで土地区画整理事業等により順次暫定用途地域の解消が行われてきましたが、地元の合意形成の難しさから暫定用途地域が解消できず、指定から長時間経過している地域においては面的整備が行われず、暫定用途地域としての規制が続いておりますので、暫定用途地域の速やかな解消が求められています。

そこで、御質問1-2の第1種低層住居専用地域から第1種住居地域に変更ができた

場合のメリットですが、用途地域の変更に伴い、建ぺい率が30%から60%、容積率が50%から200%になり、高さが10メートルに制限されていたものがなくなります。

また、土地区画整理事業や地区計画を策定して面的整備をするため、未接道敷地、雨水排水施設などの都市基盤施設が整備され、良好な市街地が形成されます。

デメリットとしましては、面的整備に伴う事業費の捻出のための費用負担や土地の減歩、道路整備等に伴う土地利用の規制がかかります。また、固定資産の税負担が重くなるという点もございます。

次に、御質問1-3の市街化調整区域に変更した場合のメリットですが、固定資産の税負担が軽くなるということがございます。

デメリットとしましては、原則として建築物の建築ができません。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

大体理解できたつもりでおりますが、半田市の議事録の中にもあるんですけど、今、部長もおっしゃった固定資産税の話。固定資産税がアップする場合は、第1種住居地域に変えた場合は多分アップすると。逆に、調整区域になってしまった場合は下がるんだろうと思いますけれども、どの程度金額が下がる、上がるというのがわかれば教えてください。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

それではお答えさせていただきます。

現在の第1種低層住居専用地域から第1種住居地域に変更した場合、それとあと市街化調整区域に変更した場合、税負担はどうなるかということですが、一概に税額は幾らとは言えませんので、ちょっと例を挙げて説明させていただきます。

農協の内海支店の北側から円通寺へ通じる道があると思いますが、この道路の南側が第1種低層住居専用地域となっております。逆にその道路の北側の区域が第1種住居地域となっております。この道路の南側の第1種低層住居専用地域の路線価を1万5,613円というふうにつけております。反対に北側の第1種住居地域を1万7,381円の路線価

をつけております。

このように同じ道路に面した土地でありましても、固定資産税の算定の基礎となります路線価につきましては、第1種低層住居専用地域から第1種住居地域に変更されますと約1割ほど高くなります。ということで、固定資産税につきましても、同様に1割ほど高くなると考えております。

実際にじゃあ幾らぐらいになるかということになりますが、これらの路線価をもとに200平方メートルの宅地でちょっと試算してみますと、まず住宅とかアパート等の敷地として利用されている住宅用地で固定資産税額を試算しますと、第1種低層住居専用地域では7,286円、第1種住居地域では8,111円で、1平方メートル当たりでは、第1種低層住居専用地域では36円、第1種住居地域では40円となります。ということで、第1種低層住居専用地域から第1種住居地域に変更した場合、200平方メートルの住宅用地では825円、1平方メートル当たりでは4円税負担がふえることとなります。

また、市街化調整区域に変更した場合につきましては、今現在、調整区域ではありませんので、近くの市街化調整区域の標準宅地の単価1万4,112円で同様に200平方メートルの住宅用地の固定資産税額を試算いたしますと6,585円、1平方メートル当たりでは32円となりますので、200平方メートルでは701円、1平方メートル当たりでは4円税負担が減ることとなります。

また、今は住宅用地ということでしたが、参考に店舗とか工場等の住宅以外の敷地・空き地として利用されている非住宅用地で固定資産税を試算しますと、第1種低層住居専用地域では3万601円、第1種住居地域では3万4,066円で、1平方メートル当たりでは、第1種低層住居専用地域が153円、第1種住居地域では170円となります。

このように第1種低層住居専用地域から第1種住居地域に変更しました場合、非住宅用地では、200平方メートル当たりでは3,460円、1平方メートル当たりでは17円税負担がふえることとなります。

また、市街化調整区域に変更した場合につきましても、先ほどの近傍の宅地1万4,112円で算定しますと、200平方メートル当たりの住宅用地の場合は2万7,659円、1平方メートル当たりでは138円となりますので、200平方メートル当たりでは2,942円、1平方メートル当たりでは15円税負担が減ることとなります。

以上のとおりではあります。市街化区域につきましては、全ての道路の状況とか、公共施設等の近いとか遠いとか、こういった状況等を考慮いたしまして路線価を付設し

ておりますので、同じ用途地域でありましても路線価は道路ごとに違っております。また、土地においても土地についての固定資産税については、同じ道路に面した土地でありましても、個々の土地の間口とか奥行きとか形状等によりまして固定資産税額も変わってきますので、以上のことにつきましては、絶対的なものではありませんので、参考程度にさせていただきたいと思っております。以上であります。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

かなり詳細にお答えいただきましてありがとうございます。

地権者の方たちはざっくりと幾ら安くなる、幾ら高くなるということがわかれば多分いいと思いますので、今の4円高くなるとか、安くなるとか、そういったことがわかればよかったんですけど、ありがとうございます。

このことは税負担がふえる、あるいは安くなるということは、地権者さんの意思を決定するに当たってすごく重要なポイントになると思いますので、もう少しわかりやすく住民が理解できるような、今の説明はなかなか、かなり高度なので住民の方は理解しづらいかと思っておりますので、これからはもうちょっと易しく言っていただくようお願いいたします。

それでは、次の4番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-4、本町において想定される最大の津波の高さは9.5メートルである。この海岸沿いの地域に住宅の高さ制限10メートルを設けているのはおかしいと感じますが、今現在、何か考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

議員がおっしゃるように、山海地区の暫定用途地域は海岸沿いにあり、津波の影響を大きく受ける地域です。また、この暫定用途地域につきましては、建築物の高さ制限が10メートルとなっております。

これを仮に第1種住居地域に変更した場合には、高さ制限がなくなり、高さ10メートル以上の建物を建築することは可能となりますが、建築する土地の面積や場所によって

は、容積率や道路幅員による高さ制限がありますので、全ての場所において10メートル以上の建物が建築できるものではありません。

海岸沿いの山海地区の暫定用途地域を解消する際には、津波の影響も含め、どのようにしたらよいか検討していく必要があると考えております。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

この件については、海岸沿いに本当に自分で自分の身を守るための高い建物を建てようとしても建てることすらできないし、計画することもできない。用途地域が変わっても建つか建たないかわからないというお答えですが、防災という観点から、一刻も早く用途地域を解消して何らかの手を打つべきではないかと思えます。

それでは、5番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-5、暫定用途地域を解消するためにやらなければならないことは何かにつきまして答弁させていただきます。

暫定用途地域を解消するためには、原則として土地区画整理事業や地区計画を策定して面的整備をする必要があります。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

土地区画整理、あるいは地区計画をしなければ解消できないというのは、これまでずっと言われてきたことでありまして、今回のガイドラインについては、3分の2の同意が得られれば解消することができるようなことが半田市の議事録から受け取れます。中身を開示してほしくてもなかなか中身が見られない、理解できない、何が書いてあるかわからないという状況でこんなことを言うのも何ですが、多分解消するためには幾つかの方法が書かれておると思うんですね。その中でこの場で言えることがもしあれば、

言っていただければありがたいと思いますが。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

解消策といたしましては、先ほどから述べておりますとおり、区画整理事業、地区計画及び市街化調整区域、そちらのほうに落とすという形になると思われま

す。議員がおっしゃるように、半田市のように暫定用途地域の解消策といたしまして、ガイドラインによります、現に市街化しているか、または都市的土地利用が進んでいる地域であるか、かつ昭和45年の当初線引きから市街化区域に編入され、区画整理事業等を目的にそのまま暫定用途地域に指定した地区につきましては、地権者の3分の2の同意があれば地区計画を作成せずに用途地域を変更することが可能となっております。半田市につきましては、それを適用したものと思われま

す。それでは、それを南知多町に当てはめた場合どうなるかといいますと、内海駅北地区、こちらにつきましては該当しませんが、内海第二、山海、豊浜、大井の4地区につきましては該当するかもしれませんものですから、今後検討後、協議になっていくこととなります。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

この先も多分ガイドラインが公表されることはないと思いますので、愛知県と南知多町でしっかりと検討していただいて判断していただきたいと思います、そのように思います。できれば結果がいいほうに向くことを期待しております。

それでは、6番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-6、平成30年4月より田園住居地域という13番目の用途地域が新設されたが、本町において田園住居地域を定める準備はされているか。また、都市計画審議会でも議論されているかにつきまして答弁させていただきます。

田園住居地域については、国土交通省の都市計画運用指針において、住宅地を形成する地域については、低層住宅と農地が混在し、両者の調和により良好な居住環境と営農環境を形成することが必要な場合は、田園住居地域を定めることが望ましいとされております。

また、戸建て住宅が広がる都市郊外において、一定量の農地が存在し、農と住が一体となった環境を将来にわたって守ろうという機運が醸成されている地域等が考えられるとされております。

なお、田園住居地域が創設された課題、背景としては、宅地需要の鎮静化、住民の都市農業に対する認識の変化に対し、都市農地を都市にあるべきものへとされております。

現在、愛知県においては、田園住居地域を定めるガイドラインは策定されておられません。南知多町においては、国の都市計画運用指針による田園住居地域に該当する地域はないと考えておりますので、御質問の田園住居地域を定める準備はしているのか。また、都市計画審議会で議論されているのかにつきましては、現在、田園住居地域を定める準備も都市計画審議会においても議論はしておりません。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

なかなか難しい話で理解するのがかなり難しいんですけど、言葉尻から言うと田園住居地域というのは、田園風景の中に住宅が建つ地域ができるのかなあというような軽い考えでちょっとお聞きしたんですけど、南知多町の中にはどうも対象のエリアがないということであれば、今現在は検討する必要はないでしょうけれども、今後、もし愛知県のほうからこういう指導なりガイドラインなりがまた出されましたら、そのときにはきっちり検討していただいてやっていただきたいと思います。

今回、用途地域についてちょっと話をさせていただいたんですけど、この第6次南知多町総合計画の中にも用途地域を変更しますだとか、新たな工場の立地を推進しますとか、そういったことが書かれておりますけれども、できたのが2010年ということで、それからほとんど検討されておるのかもわかりませんが、結果としては出てないというような状況でございます。今回も愛知県のガイドラインが出てから2年半ほどたちますけど、まだまだ少しの結果も出ていないという状況でございますので、あつという

間にまた10年たっちゃって、あのときにやっておきゃよかったなあというようなことが絶対にないように、何とかいい方向に向けて今後進めていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、片山陽市議員の一般質問を終了いたします。

次に、2番、鈴木浩二議員。

○2番（鈴木浩二君）

議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、壇上では通告書の朗読のみとさせていただきます。

南知多町は、1次産業と観光業の二本柱で成り立っております。その中で人口減少はストップせず、出生率は低下の一途をたどっており、新しい産業の起業も誕生していないのが現実です。

平成27年、本町では「知の拠点整備構想」という国際大学の招致と防災・減災をはじめとした先端技術の集積によって、新たな産業の創造やグローバルな人材の育成などを通して地域の発展を図ろう。それに伴い、企業誘致を推進させて、町の産業活性化と人口増加をさせていこうという計画を進めていました。

当時、一町民で新聞などの報道でこの計画を知ったのですが、詳しい内容もわからず、議員になり、この計画が現在どうなっているのか気になり調べていく中で、企業誘致をするために地方独立行政法人を設立して計画を進めていきたいとのことでした。そのため、外部のアドバイザー2名を町の臨時職員として採用することとし、その給料などの予算を町長が専決処分で購入したということがわかりました。

地方独立行政法人の設立は断念し、臨時職員も今はいないようですが、そこで質問いたします。

1. 国際大学の招致計画は現在どうなっているのか。
 2. 企業誘致はその後、進行しているのか。
 3. 町長は、今後、町の産業や新しい起業の支援についてどのように考えているか。
- 2の南知多の観光業と観光協会について。

南知多町の観光業と観光協会の現状について、平成25年1月に町長の肝いりで南知多町観光協会が、従来の役場内に事務局があり役場職員が事務を兼任している形から、事務局長を外部から迎え、行政の枠に縛られない自由な活動と、補助金に依存しない経済

的に独立した組織づくりを目指す。また、法人化を図るということで現在に至っております。

5年以上が経過した現在、日本各地の自治体の観光協会は役場内に事務局を置き、例えば外部の大手観光エージェントから出向社員を迎え、職員の認識や博識を変革させていく、そういう形が主流になっています。観光協会を独立させ、法人化させるという形が本当に正しかったのでしょうか。成功していると言えるのでしょうか。

観光業者の中からは、現在は何とか動いているが、近い将来の観光協会を不安視する声が少なからず聞こえてくるのが現状です。5年経過した今、もう一度町の観光について考えるのにはいい区切りではないかと考えます。そこで質問します。

1. 現在の観光協会の独立・法人化はどこまで進んでいるのか。
2. 観光協会の運営費など、町からの補助金はどのようなものがあるか。
3. 町長は、今後の観光協会と観光業の展望をどのように考えているか。

以上、壇上の質問は以上です。再質問につきましては、自席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、御質問1-1、国際大学の招致計画は現在どうなっているかについてお答えをさせていただきます。

この「知の拠点整備構想」は、国際空港や県内産業の集積地へのアクセスなど、本町の特色に着目して国際大学を招致し、それを核として新たな産業の創造やグローバルな人材の育成などを通して地域の発展につなげていこうというものでございました。平成26年度に立命館アジア太平洋大学の元学長のモンテ・カセム氏から提案のあった構想であります。

この提案の中で、南知多町がこの構想にかかわる方法といたしまして、地方独立行政法人を設立することが示されましたが、その後の調査・研究の結果、困難であると判断をいたしまして断念をしたものでございます。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

今は行政法人は断念したということで、ここで平成29年3月7日議会の一般質問で、町長は、「平成28年9月には、提案者側はまだ私立大学を主体とした、そういうふうな形で検討をしていこうじゃないかということをお答えさせていただきました。その進捗状況につきましてはなかなか報告が思うようになりません。また、28年12月4日、それをあわせて今後どうしていこうという話を提案者側の自宅にお伺いして言ってきたわけでございます。期待を持っていただいた方、モンテ・カセム氏自身も一度そういうことのけじめをつけないと、その報告を含めまして、提案者側とともにそういう機会を設けるといふことに関しては約束してまいりました」と、こういった答弁がございました。

町民の中には、この大学誘致に大きな期待をした方々もおります。そんな町民に明確な報告をする必要があるかと思えます。町長はどのように考えていますか。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

町長へのお考えということでございますが、ちょっと前段で私のほうで少し御説明をさせていただきたいと思えます。

この構想のほうを断念したということの大きな原因は、やはりこの地方独立行政法人と、こういう手法がなかなか見通しが立たないということがあったかと思えます。私のほうで平成27年度にこういったようなことを調査・研究したわけでございますが、やはり時間がかかるといった見通し。モンテ・カセム先生のほうが目標としていた2020年といった時間的なものに間に合わないだろうといったことがございます。

また、それを続けていくことに対する費用的な面もございました。やはりなかなか行政単独でそういった事務を進めていくことはかなり難しく、外部への委託、こういったような作業が必要になってくるだろうと。そのための費用などもかなりの高額になるだろうという見通しがございます。

何よりもこのときに一番こういった事業に踏み出すことができなかつたのは、この地方独立行政法人というものの設立の実績というものがやはり少なく、愛知県などに相談をしても、なかなかこれが確実に設立をしていけると、こういった見通しが立たなかつたことがございます。こういった前提となる行政法人の設立の見通しが立たないというふうになりますと、先ほどの財政的な面、そして時間的な面、こういったようなもの

の見通しもこれは立たないということになってしまうかと思えます。

そういったようなことで、こういった手法は無理だという判断をいたしまして、それで断念をしたということでございます。なかなか本来であれば、こういった計画は確実な実施ができるといった見通しのもとに皆さんのほうに御説明をさせていただくのがよかつたかなというふうにも思うわけですが、反響の大きかつた事業ということもあって、少しそのあたりのことは、私どものほうも反省をするべきところがあつたかなあというふうに思っております。

なお、この構想のほうを断念した後のことでございますが、提案者のほうも、やはりこれまで自分が接触した方々に対しましては、これについては一度経過を報告したいと、こういったような意向も確認をしておりました。

私のほうが承知をしている中では、2017年、平成29年でございますが、このとき6月にモンテ・カセム先生がこちらのほうに見えたときに20人ほどでございますが、こういったような計画を説明させていただいた方々に、カセム先生のほうから現在の状況というものを報告したことが、私のほうの手持ちの記録ですが、こういったようなものがあります。

その中で、やはりこの構想がこういったようなものであつたかとか、あるいはカセム氏そのものがこういった構想をこういったような価値を持って企画したかと、こういったようなことに加えて、幾つかの点をその場で説明をされたことが、私のほうでは記憶をしております。

例えば独法の構想につきましては断念をしたと。これにつきましては、町のそういった判断を自分も理解をしたというような点。それから、そのときに町長とカセム先生の間で覚書を交わしておつたわけですが、それについてもこういった独立行政法人というのが、町が主体的にかかわる方法であつたわけですが、それを断念したということから、覚書につきましても、その役割を終えたという認識が示されたと思えます。

南知多町の課題などにつきましては、この機会にカセム先生のほうでは十分いろいろ理解をして調査もしていただいたわけですが、それが南知多町での大学構想の実現ということには至りませんでしたということがここでは報告をされました。ただ、そのときにあわせてカセム先生のほうでは、その当時の話でございますが、別の主体のほうで、自分としてはまた大学の設立というのを目指しているといったお話もございまし

た。

私のほうはこのように承知をしております、これ以外にカセム先生のほうが、ほかのところはどのような説明をされたかは、ちょっと詳しくは承知をしていないわけですが、この時点をもってこういったような方々にも、一旦、ここで断念、白紙に戻したということは報告をされたというふうに承知をしておるわけです。

また、議会におきましても、一般質問、あるいは決算認定、こういった機会をもちまして、私どものほうも町のほうとしては反省とあわせて、この事業の断念というものをお伝えをした考えでおります。以上です。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

今、ざっと時系列的なことは企画部長のほうから説明させていただきましたが、そもそも国際大学を招致するということが核になりました「知の拠点整備構想」、これは産業振興も含めまして、大学をつくるということに關しましてのスポンサー企業もあわせてついてきた部分がございます。

基本的に大学でいいますと、モンテ・カセムさんが学長をしてみえたアジア太平洋大学におきましても、別府市が土地を提供するとか、大分県が資金的な提供をするとか、そういう環境の中でつくられているということの前提で、我が家はそういう土地の提供とか、資金的なものがない中でどうしたらできるんだろうということから始まったものでございます。

その方法として地方独立行政法人という寄附の受け皿をつくるべきじゃないかと。それから南知多町の価値としましては、世界から見た場合に国際空港からこんな近い立地のいいところはないんだという視点から見て、寄附を受ける受け皿として地方独立行政法人というものを設立してもらえれば、全力でそれに対して設立に向かって努力しようという枠組みの構想でございます。

よって、地方独立行政法人そのものに対しましても、今企画部長も答弁しましたが、前例が余りないので、それを検討するために人材を派遣してもらいたいという要請を受けてモンテ・カセム氏のほうが1人、当時の大学の講師、助教授と言われるような人材が私どもの手伝いに来てくださって、スポンサー企業もその費用を持ちましょうという形で検討した結果、非常に寄附文化を含めた寄附でつくっていく、ほとんどの私立大学

は寄附でできておるわけでございますけれども、それに対してこの地区、あるいは日本の文化の中では熟成されていないなあということから、地方独立行政法人に対して国際大学に向かっていくという手法に関しましては、先ほど申し上げたように27年に断念したわけでありませう。

そのとき、やはり日本の文化というか、南知多町にとっても有名なスポンサーとか、あるいは有名な団体とか、あるいは大学がここにつくるといふ枠組みの中でないと、大学というものに対しての招致ができないんだなあということをもンテさんが私に言ひまして、その当時、もう一つ南知多町に持ってくる可能性のあるものに挑戦してみましようとおっしゃってくださったのが、平成27年、28年です。

それにつきましては、既存の大学をつくろうというグループの中で議論はしてもらったとは思いますが、南知多町として立地候補地としての適格がなく難しいということもあわせて、今そのときにお世話になった方たちに対して個別には説明しましたが、大幅こういふ形では断念という言葉で表現をさせていただいておるわけでありませう。

よって、関連してスポンサー企業として名乗り出たところにつきましては、防災・減災の技術を持っています、その製品を展示する展示場が欲しいという中で、そういうグループがたくさんあるので企業を連れて来ましようという中で、今、南知多町に土地を取得したものの、大学を通じた研究施設をつくって、より防災技術に対しての人材育成もあわせて製品等のブラッシュアップにしていくという研究所等が目標だったみたいでございます、それにつきましては、新たな動きは、取得した土地にブロックや何かを置いて、資材置き場として購入をされたので、当面は、それが置いてあるということとは承知しておりますが、その後、進展としての新しい展開はできていないのが現状でございます。

説明に対しましては、議員がおっしゃるよういふ大きな期待をいただいた方たちも多数お見えになられますが、残念ながら断念という言葉をも2回ほど新聞にも載りましたが、そういう形で表明して、個々に一生懸命お世話して下さった方々に対しては、もンテ先生のスケジュールのある中で、説明には個々に伺ったという流れでございます。

(2番議員挙手)

○議長(藤井満久君)

鈴木議員。

○2番(鈴木浩二君)

今、お二方が答弁していただきましたが、この「知の拠点」ということに関しては、断念をしましたという答弁であります。

町民の皆様も多大な期待をしたことだと思いますが、こういった形になって、でも、1つ区切りをつけてというような形で次につなげて行ってほしいと思っております。

では、次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の1-2、企業誘致はその後、進行しているかについてお答えをさせていただきます。

現在、大規模な開発行為を伴うような大学、企業等の進出、立地の相談を受けてはおりません。また、町といたしましても、企業進出に係る用地確保が難しいことなどから、こういった企業の誘致活動は進んでいないというのが実態でございます。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

今、お答えいただいたように、なかなか大きな企業誘致という形は進んでないということでございます。

南知多町は土地もない、立地条件もよくない、アクセスもそれほどよくないということだと思えます。そういった中で、若い人たちが新しく起業していく、それを町として応援していく、そんな革新的なイノベーションといいますか、施策が必要になってくるかと考えます。その辺も含めてしっかりお願いしたいと思えます。

次の質問をよろしく申し上げます。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の1-3でございます。今後、町の産業や新しい起業の支援についてどのように考えているかにつきまして、まず私、企画部長よりお答えをさせていただきます。と思います。

本町では、基幹産業であります農業、漁業、観光業をはじめといたしました地場産業の振興のため、漁港施設や農道、観光施設などの産業基盤の整備を進めるとともに、6次産業化による町の特産品のブランド化や観光キャラバンによる観光客の誘致活動などの施策を展開しております。

また、小規模企業等振興資金による融資、信用保証料の補助や商工会育成事業による町内3商工会への助成のほか、民間事業者や観光協会等と連携をいたしました広域観光の取り組みなど、官民の連携を図りながら産業の振興、育成に努めております。

役場内部におきましても、地方創生推進事業の一環といたしましての事業所等による空き家の利活用の推進や、ふるさと納税の返礼品としての町の物産等の周知・PRなど、事業間の連携にも取り組んでおります。

税制の面でも中小企業の設備投資の支援など、今後も官民の連携も強化しつつ、行政の各事業間においても協力しながら、産業の振興に努めてまいりたい考えでおります。以上です。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

引き続きまして、議員御質問の今後の町の産業についてどう考えるかと、新しい起業についてどう考えるかにつきまして答弁をさせていただきます。

まず現在の取り組みにつきましては、今、企画部長のほうから答弁をさせていただきました。

まず、この産業についてどう考えるかでございますが、産業振興という視点から答弁をさせていただきます。

私の一貫した政治目標であります人口減少ストップ、産業振興につきましては、働く場所の確保、それから外からの所得を引っ張ってきてくれる、それから地域住民の暮らしそのものを支えると、そういう役割が産業振興には求められておりますし、目的であると理解しております。

その中で働く場所の提供という視点から見ますと、私たち行政が土地を造成してさまざまな優遇策をつけ、大企業を含めた企業誘致をする。これにつきましては、第6次総合計画に載せてはあります。

でも、具体的に考えますと、調整区域が全面積の90%を占める我々の町であることと、

それに伴いましてさまざまな土地規制がかかっております。また、企業を誘致するに当たりまして調整区域である以上、企業に関してのライフライン、あるいはインフラ整備、そういうものが必然的に求められる以上、我々が主体となって土地を造成して企業を誘致するということについては、私たちの町はかなり厳しいと。

また、個々の企業が進出するに当たっても、そういうリスクを超えて我が町に自主的に来るということも比較的厳しいと。また、それが要因となりまして、私たちの中で育った企業も外へ出ていってしまうと。企業の流出もとめることができないという状態が現実にあると、今自分は思っております。

その中で考えられるのは、調整区域の中でできるのは、先端型の企業、あるいは町民の方が受け入れられるかどうかわかりませんが宗教法人とか、それから先ほど言いました学校法人、それから医療法人、リゾート型の開発業者の方々、そういう方々の進出というのが考えられないわけではありませんし、先ほどの国際大学に対しましても、1問、2問の答弁にありましたが、断念せざるを得ないですが、挑戦をしたわけであります。

そのような中で、そういう企業、団体に対しても、我々が主体的にうちでやってくれないかというような声もかけにくい、そういう状態であることも御理解いただきたいと思っております。

ただ、そういう中で、私たちの町の産業は、第1次産業の農業・漁業が基幹産業であると常々言ってまいりました。それで育まれたプラスチック工業とか、それから水産加工業、この2次産業が立地されております。

また、第3次産業となりますが、例えばディズニーランドとか、USJとか、ハウステンボスとか、近くで言えばラグーナとか、ナガシマリゾートとか、すぐ近くの南知多ビーチランド、こういう人工の誘客施設を我々の町は持っているわけじゃなくて、あふれる自然、それから1次産業の農業・漁業で育まれた、生産された、とれた豊かな海の幸・山の幸、そういうものの食を求めて来られるお客様があるのがうちの観光業、それからサービス業、第3次産業がここに根差しているというふうに思っております。

よって、我々の町の特性を十分つかんで、うちでなくちゃならないという地場産業、これに対して守り、育て、発展していくという核となっていくのが第3次産業かなと。それが産業の振興に対しての私のスタンスでありまして、それをもって産業振興を図っていくべきかなと思っております。

一方、議員がおっしゃる新しい起業・創業に対してどう考えているんだということに

関してお答えをさせていただきますが、この町の強みを生かして特性と調和した新たな魅力を持った産業の起業・創業を目指す人々、企業、団体、それと日本の場所を問わずどこでも起業できるという産業もあると思っております。それらの人々に声をかけて誘致をします。

その結果、違った新たな産業を生み出していく産業振興を図っていくということに関しては、深く研究しながら、やれるところから発信をしていかなきゃいけないと。プロモーションにおいてもそういうふうなニュアンスを持って、空き家対策に対しても、空き家バンクに対してもそういう思いを持って取り組んでいるところでございますが、具体的には、企業支援については商工会とか、私どもにあるそういう各種団体と連携をとりながら、具体的には指示をしていくと、応援していくということになるんだと思いますが、一丁目一番地である私どもの役場に対しては、起業や創業におけるさまざまな困難な条件がいっぱいうちにはあると思うんです。それに対してできないのではなくて、どうしたらその困難を排除して、起業に向けてやれるんだという考え方、対応の仕方、相談の仕方の姿勢、これは今うちの職員たちは意思の疎通が図られていると思いますので、そういう根本的な考え方のもと、どこでもいつでもやれるような、そういう若者がどうしたら来てくれるんだろうという中で日々努力をしていく、そういうスタンスでありますので、御理解いただきたいと存じます。

(2番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

今の町長の答弁の中でいろんなことが出てまいりました。若い人たちの新しい起業を誘致というような形もございました。また、町内で大変優秀な若者たちがたくさんおります。そういった人たちが起業をしていけるように、またはそれに対する、例えばアドバイスをするような人を役場以外からまた求めるというような形のものも必要かなあとは思っています。

その中で、以前、この質問に関係して当時の町長の専決処分について、当時の議会で一般質問でも多数の疑義が出されていたようですが、答弁の中で地方自治法第179条1項、この専決処分に抵触していないと考えておられます。今もその考えは変わってはいないでしょうか。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

質問の意図が専決処分ということで、関連じゃないかなあとは思いますが、それに対しまして、あのときは時間がなかったということが1つ、それと4月から雇用するというための、その当時の思案としましては、臨時議会でも開きゃいいじゃないかとか、そういうことも多々反省すべきところは指摘をされました。

その中で、自分の今の考えですよ。その当時は、そういう費用も含めてスポンサードをしてくれるということを条件で行っていたわけでございまして、それが一般寄附という形ですから、その目的のためのものじゃないので、今思えば幼いというか、そういう議会運営に対しましての深みが私になかったということは、今後に生かしていかなきゃいけないという反省ではございますが、今後、そういう人を、今言われたアドバイザーを雇うんじゃないかとか、そうしたらもっともっと今の若い有能なうちの町民に対して有効な手だてができるんじゃないかということに関しましても、当然専決処分でするようなことじゃないと承知しておりますので、十分理解して今後生かしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

（2番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

今、専決処分でするようなことはないよというようなお答えでございました。各地の自治体において、首長の専決処分が乱発されたりとか、適法だが適切であるか疑問を生じるような専決処分等々が多数あり、自治体運営に支障を来している例があります。我が議会では、明確で適切なチェック・アンド・バランスが機能するように議会一同も努めていかなければならないと考えます。

それでは、大卒の2の観光協会についてお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問の2-1、現在の観光協会の独立・法人化はどこまで進んでいるの

かにつきまして答弁させていただきます。

南知多町観光協会については、平成25年1月より民間から事務局長を招き、行政の枠に縛られない柔軟で自由な活動と民間のノウハウを生かした協会の機能強化と、補助金に依存しない経済的に独立した組織づくりを目指していただいております。

御質問の独立・法人化について観光協会に現在の状況をお聞きしたところ、法人化することにより経理面で簿記の原則に基づいた処理をする必要があります、事業報告書及び収支決算書などの事務処理が複雑となるとともに、税務申告の義務が発生すること。また、運送や宿泊などを組み合わせて商品化する第2種旅行業の登録を目指しておりましたが、弁済業務保証金分担金220万円、基準資産額700万円が必要であるという登録要件があり、要件を満たす資金調達ができず、現在に至っているとのことでした。

しかしながら、現在、経理については師崎商工会に委託するとともに、平成30年1月4日に旅行業法が改正され、旅行サービス手配業の登録制度が始まったことから、旅行サービス手配業の登録を目指してお聞きしております。

この旅行サービス手配料とは、報酬を得て旅行業者の依頼を受けて、鉄道、バス等の運送、または旅館等の宿泊の手配が行うことができるもので、弁済業務保証金分担金や基準資産額についての登録要件がない制度となります。観光協会として今までも収益事業を実施してきておりますが、今申し上げましたような環境を整えつつあるため、今後、さらに収益事業を展開していき、観光協会の独立・法人化に向けて取り組んでいきたいとお聞きしております。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

今答弁のあったように、平成30年1月旅行業法が改正され、旅行サービス手配業の登録制度が始まったということで、たまたまこういった形で本年1月に改正されたから、今何とか登録に向かっておるといような形だと思います。

ここで観光協会事務局体制はどのようになっているのか。また、南知多町はどのような応援体制をとっているのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問のございました観光協会の事務局体制はどのようになっているのか、また町はどのような応援体制をとっているのかにつきまして答弁をさせていただきます。

観光協会事務局体制につきましては、平成25年1月より事務局長を招くとともに、平成25年4月に事務局職員を正職員として採用し、事務局長、事務局職員1人、臨時職員2人の4人の体制となりましたが、平成27年度末で事務局職員が退職したため、現在では、事務局長、臨時職員3人の4人体制で運営されております。

また、現在、観光協会事務局に対し、イベントや事務など人員が必要なときは、産業振興課商工観光係の職員が協力しております。引き続き人員が不足する場合につきましては、応援するとともに観光協会の独立・法人化に向けての取り組みについて協力していきます。以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

今、応援をしているというような形でございます。しかしながら、今の観光協会の現状を見ておきますと、事務局長がほぼ外へ営業に回って、中は事務局さん、臨時職員が残って事務仕事をしているといったような、こんな状況だと思います。この辺も今後どうなっていくか不安を持っている人もたくさんいるかと思えます。

それでは、次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問2-2、観光協会の運営費など、町からの補助金はどのようなものがあるかにつきまして答弁させていただきます。

平成30年度の予算としまして、補助金は、観光協会の運営を支援する町観光協会補助金として1,597万1,000円、観光協会各支部によるパンフレット、案内看板等の作成に要した費用の一部を補助する観光宣伝補助金326万5,000円、砂浜の整地、清掃、危険標識、監視及び放送施設等の配置に要した費用の一部を補助する海水浴場及び浴客安全対策費補助金940万4,000円があります。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

今上げていただいたように、一番最初の1,597万1,000円ですか。これに関しては観光協会へ補助金として行っているというような形だと思います。そのほかの部分に関しては、恐らく観光協会へ一旦入り、それが補助金として各支部へ分配されていくというような形になっているかと思います。

この中で、町の観光協会補助金は何に使われているのでしょうか。また、観光宣伝補助金、今の海水浴の浴客安全対策費補助金の各支部への内訳はどうなっていますか。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

それでは、町観光協会補助金の使途と観光宣伝補助金、海水浴場及び浴客安全対策費補助金の各支部への内訳につきまして答弁をさせていただきます。

まず町観光協会補助金につきましては、事務局長及び臨時職員等の人件費、それから消耗品や光熱費などの需用費、電話もしくは電話通信費やパンフレットの送料などの役務費、ほかに観光宣伝キャラバンや町浜開き式などにかかります事業費、それと各支部が実施いたしております花火大会への助成金、県観光協会や知多南部地域観光協議会などへの各種負担金などに使われております。

続きまして、観光宣伝補助金につきましては、平成29年度の実績といたしましては190万円を補助しております。各支部への内訳といたしましては、内海支部へ27万3,000円、豊浜支部へ9万1,000円、豊丘支部のほうへ3万円、大井支部へ8,000円、師崎支部へ13万7,000円、篠島支部35万円、日間賀島支部101万1,000円となっております。

なお、そのほかの山海支部及び片名支部につきましては、事業の実績がございませんでしたので、補助のほうは行っておりません。

次に、海水浴場及び浴客安全対策費補助金につきましては、海水浴場のある内海、山海、篠島、日間賀島の4支部に対しまして、平成29年度の実績といたしまして940万4,000円を補助しております。

各支部の内訳といたしましては、内海支部へ396万5,875円、山海支部へ88万7,951円、

篠島支部へ168万2,046円、日間賀島支部へは286万8,128円となっております。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

今、答弁いただきました。観光協会への補助金が人件費、消耗費の需用費などなどに使われているということで、あとの観光宣伝費、海水浴補助金につきましては各支部へ回っているという形で、今言われた各支部への金額等々を見ましても、活発に動いているところと、なかなかそういった観光資源のないところも多々あったりしているのかなあと。また、どうやって使っていいかわからないなんていうような形のところもあるかと思われまます。そういった指導も続けていってほしいと思っております。

では、次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問の2-3、町長は、今後の観光協会と観光業の展望をどのように考えているかにつきまして、まず初めに、私、建設経済部長より答弁させていただきます。

南知多町の観光における現在の取り組みとしましては、知多半島の市町、観光協会及び民間事業者で構成する知多半島観光圏協議会、南知多町、西尾市、田原市及び蒲郡市の市町、観光協会及び民間事業者で構成する「GOGO三河湾協議会」、南知多町、美浜町、観光協会及び民間事業者で構成する知多南部地域観光協議会に参加することにより、広域連携を図り、観光客の来訪及び滞在を促進していきます。

また、東海地区外国人観光客誘致促進協議会愛知・名古屋部会に参加することにより、増加する訪日外国人に対し、県全体での誘客活動に合わせて南知多町への宿泊を促進しています。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

続きまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

観光協会につきましては、事務局を役場の外に置きまして、事務局長を民間から迎え、従来の役場職員ではできなかった営業活動を行っていただき、誘客に今努めていただいておりますし、活動範囲が広がったというふうに理解しております。私としましては、引き続き民間からの事務局長による現在の観光協会の体制を持続していくことが、観光業の振興並びに発展に寄与できる、有効であると考えているところは変わりません。

また、先ほどの産業をどう考えるかという議員の質問に対しましても、1次産業を基幹産業として、第3次産業が引っ張っていくんだという位置で観光業を位置づけておくことも確かでございます。

今後は、観光協会が自立していくに当たりまして何が大事かといいますと、観光協会にお見えになる観光業者の方々の会員の皆様と、私ども観光に携わる商工観光系の者が、その方向性、そして法人化に向かって独立していくということに関しての価値を共有すること、そのことが大事だと思っておりますし、議員御指摘のように5年たちました。今ここで、一回PDCAを回してみるべきじゃないかという御指摘に対しましてはそのとおりだと考えておりますが、それもあわせて主体はあくまでも観光協会であります。私が外へ出してこうしていきたいということに関しまして、同意をいただきましたその当時の観光協会の幹部の方、最終的には全員の方にこの形をとらせていただいております。

そういう形の中で、この形がいいかどうかの評価も含めまして、観光協会の方たちが、9つも観光協会の支部があるわけございまして、そのてっぺんが、私どもの役場が事務をやっておるだけでいいのかという原点に戻りましたときに、外へ出したからといってうちの職員を減らしておるわけじゃないんです。ですから、いかに観光に対して力を出していかなきゃいかんかと。その出し方については、最前線で現場を引っ張っている観光業者の方がリーダーシップをとっていくのが一番いいんですが、できる限りにおいて、我々の役割分担をしっかりと果たしていくという中で、観光協会に対しての支援はまだまだ続けていかないかんという気持ちはもう変わりません。そういう形で考えております。

とりあえず、今、観光業の振興につきましては、先ほど建設経済部長が答弁しましたように広域連携を図るとか、外国人の誘客に努める環境を整備するとか、あるいは老朽化する観光施設の更新につきまして、民間業者の方の知識やノウハウを活用するのみならず、あわせてできれば民間企業の方の投資も呼び込めんかというようなことを考えな

がら整備をしていかななくてはいけないと考えております。

また、さまざまな面での御指摘をいただきながら、とにかく観光はこの町の産業を引っ張っていくという位置づけで力を入れてまいりたいと、そう思っております。

(2番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

力強いお言葉をいただきました。今、観光協会の体制を持続していくというようなことでしたけれども、今現状を見ると事務局長も大変な高齢になっていまして、あの年齢で毎日飛び回っているというようなことでございます。

また、先ほどの答弁にもありましたが、事務局職員もやめて、その後、かわりの人は採用されておられません。現在の体制では将来に不安を感じますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

今後の観光協会の事務局の体制につきまして、観光協会事務局長さんが御高齢であるとか、なかなか言いにくいところがありますが、先ほども申し上げたように、基本は観光に携わる方たちがどうするかが一丁目一番地であると思っております。それに基づきまして、万が一のことがいつあるかわからんことも確かで、誰でもあるということですが、そのときは先ほどの南知多町役場の商工観光係が応援をしておるわけですが、人の派遣も含めてとりあえず継続をするということに対しては、責任を持たないかんとおっしゃるものの、発展させていこう、進化していこうと思うその気持ちは、やはりそれに携わっている観光業者の人がまず第一にあると、これだけは強く言っておきたいと思っております。

商工会もそうですが、全ての、いわゆる私のところにある組織が、今存続をするために苦勞していることは承知しておりますので、役場の人口減少もあわせて、この町そのものも持続可能性が低いんじゃないか、消滅都市だと言われておるわけでもございまして、みんな生き残りをかけてやっていかないと、そういう強い気持ちで目的・目標を共有してまいりたいと思っております。

(2番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

今、町長が言われたように、いつ何があるかわからないというようなことで、そのときには、役場より職員の派遣ですとか補助金の増額などなど、でき得る限りの形をとっていただきたい。また、今現在の形でそういった施策をとっておくということも大事かと思えます。

今、こういった話の中で、私ども議員も、町長も、町民の負託を受けて町民の代表としてこの場におります。まして町長は南知多町のかじ取りを担っております。役場職員も町長の進む道に従っていきます。

私の本日のこの2つの質問、どちらも町長がかじを切りました。その責任を重く受けとめていただいて、閉じる扉は閉じる、進む道はより一層邁進する。観光協会を独立させるという道を選んだ上は、今まで以上の尽力をしてほしいと思えます。

感想を述べまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

今、議員の最後の言葉の中に補助金の増額という言葉が勝手に入れてありましたけれども、それは答弁の中に入っていないので、ひとつ確認をしておいてください。よろしくをお願いします。

○議長（藤井満久君）

以上で、鈴木浩二議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は午後1時0分までとします。

〔 休憩 12時01分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、1番、山本優作議員。

○1番（山本優作君）

議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、壇上での質問は、一般質問通告書の朗読とさせていただきます。

質問事項1番、麻疹、通称でははしかと呼ばれているものの流行と対策について。

平成30年3月20日に沖縄県内で旅行客が麻疹と診断されたことをはじめとして、愛知県内にも麻疹が広まっています。平成30年5月19日の愛知県の発表によれば、県内で麻疹と診断された患者は24名いますが、知多半島内では麻疹は確認されていません。

麻疹のワクチンは、1回の接種で95%以上の人に免疫をつけることができますが、1回の接種で免疫がつかなかったり、年数がたつて免疫が下がることを防ぐ目的で、現在ではワクチンを2回接種することが推奨されています。前回、平成19年、20年に麻疹が流行した際には、麻疹のワクチンを1回しか接種していなかった10代から20代の世代を中心に麻疹が広まりました。当時の町の対応としては、平成20年より5年間、中学校1年生相当と高校3年生相当の年代に2回目の麻疹ワクチン接種の機会を設けました。今回の平成30年の麻疹の流行でも、麻疹のワクチンを1回しか接種していない20代後半から30代後半の世代を中心に麻疹が広がっています。

これから夏休みや、お盆休みという人の出入りの多い時期を迎えるに当たり、町民の健康を維持し、町内の観光業などへの影響を与えないようにするためにも万全の体制で臨む必要があると考えるので、以下の質問をします。

質問1. 本町には麻疹のワクチンを1回しか定期接種していない世代の人は何人いるか。

質問2. 現在、知多厚生病院では麻疹ワクチンの在庫が不足しており、子どもの定期接種以外ではワクチンの接種を全て断っていると伺っています。県内のほかの病院も同じ状況であり、町民が各自で麻疹ワクチンを接種できる病院を探すことは非常に難しいと思われるが、町として何か支援していただくことはできないか。以上です。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-1、本町には麻疹のワクチンを1回しか定期接種していない世代の人は何人いるかにつきまして答弁させていただきます。

麻疹（はしか）の定期予防接種は、昭和53年10月から1歳の子どもに対して1回接種

で始まりました。その後、平成18年から1歳と5歳の2回接種が始まりましたが、平成20年度から平成24年度にかけて中学生と高校生に対する補足的予防接種が実施された世代も含めて、2回接種が始まった世代までの1回接種世代は、昭和52年4月2日生まれから平成2年4月1日生まれまでの世代となります。

現在、南知多町に住所がある昭和52年4月2日生まれから平成2年4月1日生まれの方は、平成30年5月25日現在で2,093人でございます。以上です。

(1番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

麻疹のワクチンを1回しか定期接種していない世代というのが町内に2,093人いるということで、人口からすると1割強の方々が該当するということで多いと感じますが、その中でも自費で2回目のワクチンを接種された方が何名かいらっしゃると思うんですが、それについては何名いるか把握しているのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（鈴木茂夫君）

御質問の1回しか接種していない世代の方で2回目接種した人は何人いるか把握しているかということでございますが、町のほうでは、そのような届け出ですとか報告を求めるといことはありませんので、データがございません。したがって、そのような方の人数は不明でございます。以上です。

(1番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

任意接種の分については把握していないということで、了解しました。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

御質問 1 - 2、麻疹ワクチンが不足しており、町民が各自で麻疹ワクチンを接種できる病院を探すことが難しい状況だが、町として何か支援することはできないかにつきまして答弁させていただきます。

麻疹ワクチンの供給量としましては、我が国においては子どもの定期接種に対する量が大部分であり、一般成人の方への予防接種に対応できる量は限られていると認識しています。その中で、本町として一般成人の方への予防接種に対応できる医療機関について情報収集などができるかということにつきましては、医療機関ごとにワクチンの在庫状況が日々変動することなどもあり、難しいと考えておりまして、直接かかりつけ医で御相談いただくか、インターネットを利用し、愛知県のホームページの麻疹のページにもリンクがありますが、「あいち医療情報ネット」などで検索し、該当の医療機関へ問い合わせさせていただきたいと考えています。

また、一般成人の方の麻疹予防接種は任意接種となっていますが、その費用に対する助成等は考えておりません。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1 番（山本優作君）

今、お答えいただきましたけれども、子どもの定期接種以外に対応するワクチンの余裕が全体的にないということですが、例えば今回の麻疹の流行についても、都道府県によっては流行の度合いが違っているといったことから、他県からワクチンの余剰を集めて一般成人の方に対応するような、特定の病院にワクチンを収集して、そこから対応するというようなことはできないでしょうか。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（鈴木茂夫君）

ワクチンの余剰が少ないという状況の中で対応できることはないかということなんですけれども、より流行が広がっております沖縄県においては、その市町村においては、定期接種以外のお子さんですとか、小学生までの任意接種について、あるいは一部、一般成人に対する助成とかも考えられて実施されていると。その場合、報道発表によれば、沖縄県と厚生労働省でワクチンの供給について調整したということがございました。愛

知県におきましてはそのような場合、子どもさんにおいてその定期接種を確実に受けるようにという周知ですとか、そういったもので予防接種を受けるよう推奨を行うということの対応となっておりまして、議員が御指摘されるようなワクチンを集めて何とか予防接種できるような対策というところまではとられていないという状況でございます。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1 番（山本優作君）

よそからちょっと集めてやるのは難しいということで、ちょっと今後でも災害時の物資の供給の提携とかもありますから、同じような形でできないか検討していただきたいと思います。

また今後、麻疹の流行ということで、基本的には海外から持ち込まれるのがメインとなりますけれども、今後も同じように海外から持ち込まれるおそれが残っています。その対策についてはどう考えていらっしゃいますか。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（鈴木茂夫君）

今後も麻疹が海外から持ち込まれる危険性というのはあるんだけど、どのような対策かということでございます。

世界的に見ますと、日本以外の各国では麻疹が流行している地域も多く、今後も麻疹が海外から持ち込まれる可能性はゼロではないと、かなりあるということでございます。その中で、麻疹も感染力が強いということでございますが、最も効果があると言われておるのが、予防接種を受けて、その免疫をつけるということで防ぐということが有効であるとされておりまして、日本を含めた多くの先進国ではワクチンの2回接種ということで免疫をつけるということによって、仮に海外から持ち込まれた場合に、流行が一定以上広がらないというような対策でもって国としては対策をとっているということになっております。

数年前、平成27年の3月27日で世界保健機関西太平洋地域事務局によりまして、日本においては麻疹の排除状態にあるということが認定されておりまして、そのような状況

でございますので、一定の効果が期待できておりました、大きく流行が広がることがないと、今回もそのような経緯をたどっているかというふうに認識をしております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1 番（山本優作君）

前の質問の回答でも県のほうの指針に従って同じように対応していると、各市町で足並みをそろえた対応をしているという形で、それは無難なことではあるんですけども、本町としましては、県内でも観光業への依存度が高いまちであるということを踏まえると風評被害とかの影響もありますので、ほかの市町よりも感染症対策に力を入れるぐらいのかけんがちょうどよいと考えています。ただ、本町については資金が潤沢にあるわけではありませんので、常日ごろからよそより一歩先に行くような対策をとることは常識的に考えても厳しいということになりますけれども、今回に関しては、ワクチン接種の費用そのものよりもワクチンの在庫不足が問題となっていて、資金力よりも発想力というものが求められている状況です。町職員の皆様方や町民の皆様方からもお知恵を拝借しまして、本町ならではの感染症対策のあり方を再検討していただいて、本町で考え出した画期的な案を全国に発信するぐらいの意気込みで臨んでいただきたいので、どうぞよろしくをお願いします。

以上で、私からの一般質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、山本優作議員の一般質問を終了いたします。

次に、7 番、服部光男議員。

○7 番（服部光男君）

議長より許可をいただきましたので、一般質問の朗読をさせていただきます。

大きい1 番としまして、学校の統合について。

人口の減少は、南知多町だけの問題ではなく、平成30年3月に厚生労働省人口問題研究所から発表された内容では、2030年には全ての都道府県において人口減少が進み、とりわけ地方においては顕著で、ある県では現在の半分ぐらいの人口になるのではと予測されています。

本町の人口構成を見ましても高齢化率は上昇を続け、その分、子どもの数は減ってきています。児童・生徒たちの望ましい学習の場として整備を図るべく、平成18年2月に南知多町教育委員会が示した学校統廃合の基本構想でも、中学校は全校を統合して1校を設立する。小学校は各地区に1校ずつ設立し、5校とするとの記述があります。その後も統合のメリット・デメリット、部活動での選択肢、クラスがえ等、子どもたちにとって何がよいのか検討していくとありますが、いまいち歯切れの悪い状況で立ちどまっているように思えます。中学校の統合を考えたとき、篠島・日間賀島の生徒の通学手段をはじめ、その他の問題を早急にテーブルの上のせるべき時期にあるのではないかとの思いで次の質問をいたします。

問1-1、中学校の統合についての考え方に、基本は1つの学校にと考えるが、両島はそのままで、半島側で1つの学校へ統合し、合計3校にする考え方や、段階を踏んで結果的に1校にといろいろな考え方があると思うが、町教育委員会としてはどのように考えるか。また、例えば半島側のみでの統合をした場合、両島の教育環境は現在のままなのか。

問1-2、学校統合を経験した方の手記を見つけましたので、紹介させていただきます。全校で100名ほどの学校でしたが、その方の学年はひのえうまの年回りで特に少なく、合計10名でしたが単式学級でした。統合して35人の2学級の学校になり、ドッジボールも初めて経験し、部活も吹奏楽で全国大会にも出場したそうです。母校がなくなるのは寂しいですが、親として子どもたちにはいろいろな子にもまれて強く大きくなってほしい。その方にとっては、学校の統合はメリットが大きかったそうです。

本町の場合、数年後に1つの中学校に統合した場合、予測として各学年何クラスになりそうですか。

問1-3、仮に中学校を統合した場合の学校の場所について、通学の利便性等を考えたとき、町の中心にある豊浜がよいと私は考えますが、現在の学校を利用する方法と、新たに建設する方法の選択肢としてどのように考えるか。

問1-4、小学校の統合についても質問いたします。

小学校を5校とする場合、師崎小学校、大井小学校の統合について、今後どのように考えるのか。

問1-5、平成23年11月に内海小・中学校区、豊浜小・中学校区の保護者の方へお願いしたアンケート調査を踏まえ、町内の保護者の方を中心に現在の状況の説明と同時に、

再度、統合に関するアンケートを実施してはどうか。

問 1 - 6、中学校が統合した場合、中学校跡地へ小学校を移転、さらに小学校跡地へサービスセンターその他の施設を移転するなど、これを機会に公共施設の効率的な管理、再編を考えるべきと思うが、どうか。

大きい 2 番としまして、風水害時の対応について。

6 月、また雨の季節がやってまいります。梅雨に始まり集中豪雨、台風など、各地で土砂災害や豪雨災害、浸水被害等が危惧されます。本年 4 月には大分県で突然裏山が崩壊し、多くの家屋が巻き込まれ、犠牲者も出ました。大雨でもないのに山が崩壊する、どこまでの対応が適切なのか判断も難しいところです。地震に比べ、ある程度の予測ができるはずですが、残念ながら多くの命が巻き込まれるのも現実です。

住民の命を守るべく、風水害への対応について質問します。

問 2 - 1、南知多町でも崖崩れなどの危険があると思われる地域を重点に、急傾斜地崩壊対策事業や治山事業として現在も取り組んでいると思われる。数年先までの工事の予定表もいただいているが、改めて工事の進捗状況を教えてほしい。

また、落石、ひび割れ、地すべりなどの予兆が見られるような緊急を要する案件が出た場合はどうするのか。

問 2 - 2、土砂災害といえば土砂崩れとか土石流があるが、本町において土石流の発生予想箇所はあるのか。あるとしたら、その対策はしているのか。

問 2 - 3、災害に対するとき、ハード面の対策が目につきやすいのですが、それに加えソフト対策が重要と考える。事前に災害を想定して、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列で整理し、被害の最小化と同時に復旧への最速化を図る目的で生まれたソフト対策の 1 つに、タイムライン（防災行動計画）があります。アメリカのハリケーン対策で生まれ、その後の実践により効果も確認されています。南知多町でもこのシステムを導入していると聞いているが、大災害を想定した場合、「誰が」の中に地域住民を最先端で守っていただいている自主防災会組織をはじめとした地域の防災組織は入っているのか。

問 2 - 4、海水温の上昇等の影響により、台風の大型化、予測を上回る大雨にも準備をしておく必要がある。家財を捨ててでも避難を最優先すべき事態が発生するかもしれません。住民の避難を促す避難勧告等を出すときには、空振りを恐れず指示を出していただきたいと思うが、過去に避難勧告等を出した前例はあるか。

また、避難勧告等の告知方法についても、高齢者世帯がふえていることを踏まえて何か工夫があるか。

問 2 - 5、避難勧告等による避難先として、町の指定避難場所（30カ所）が公表されている。避難所までの道のり、状況によっては遠くの避難所より近くの2階ということも言われるように、避難する場所としては、指定避難所ではなく近くの公民館でも問題はないのか。

問 2 - 6、役場の災害対策において災害の発生が予想されるとき、また警報が出たときなど、第1から第3までの非常配備体制がなされ、町長を本部長として災害対策本部が設置される。本部長のもとに7つの部が置かれ、それを1から4の班に構成されている。その上で各地区の避難所へ職員を配備することも想定しているようだが、大災害を想定した場合、道路の寸断等、全職員の招集も難しいと考えられる。非常時の中で住民への対応を考えたとき、地区の防災組織への協力要請もふだんからしておくほうが、より住民目線と考えるが、現在の状況で避難所での対応は万全と思うか。

以上、通告書の朗読をさせていただきました。再質問につきましては自席で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

それでは、御質問1-1、中学校の統合について、教育委員会はどのように考えるか。また、例えば半島側のみで統合した場合、両島の教育環境は現在のままなのかにつきまして答弁させていただきます。

御承知のように町教育委員会では、中学校を1校に、小学校を5校に統合するという1中5小の基本構想を平成18年2月に策定しております。しかしながら、学校統合につきましては行政が一方的に進めるべきものではなく、保護者などの御意見も伺いながら慎重に進めていくことが大切と考えております。その手段の1つとして、中学校区ごとに順次、保護者などの意見交換の場の設定やアンケート調査などを実施し、その結果を参考にしつつ検討を重ね、一定の方向性を決めていく必要があると考えております。したがって、1つの中学校とするか、あるいは3つの中学校とするのか、または段階を踏んで結果的に1つの中学校にするのかにつきましては、まず保護者の御意見を参考に、検討を重ねた上で決定してまいりたいと考えております。

また、御質問いただきました半島側のみで統合をした場合、両島の教育環境は現在のままなのかにつきましては、両島の中学校の統合につきまして合意が得られず、両島の中学校は統合しないとなった場合、義務教育である小学校・中学校の9年間で1人の校長の一貫した方針のもとで教育を進めていく小中一貫教育校・義務教育学校を開設するのか、あるいはそれぞれの学校に校長は置くものの、義務教育学校と同じように9年間の教育目標を設定するなど、小中連携を今以上に進めていくこととするのか、子どもたちの学びを第一に考え、どのような中学校にしたらよいのかを両島の保護者の御意見もお伺いし、一定の方向性を決めていきたいと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

また御意見等を伺うのは、次の質問でも出てきますので、次の質問をよろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問1-2の数年後に1つの中学校に統合した場合、予測として各学年何クラスになりそうですかにつきまして答弁させていただきます。

平成30年5月1日現在で住民基本台帳に登録されている人口をもとに、将来、転出・転入等の異動がないものとした場合の生徒数で答弁をさせていただきます。

まず、仮に平成30年度に1つの中学校となった場合、中学1年生が115人で4クラス、中学2年生が129人で4クラス、中学3年生が117人で3クラスとなります。

次に5年後の、平成ですと35年度ですが、平成35年度では、中学1年生が110人で4クラス、中学2年生が118人で3クラス、中学3年生が131人で4クラスの見込みであります。

また10年後の、こちら平成としますが、40年度では、中学1年生が88人、中学2年生が111人、中学3年生が96人で、いずれも3クラスの見込みであります。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

同じ条件で、半島側のみ統合した場合の予想クラスもちょっと教えていただけますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

それでは、先ほど答弁した、1つの中学校に統合した場合と同じ条件で、半島側のみの中学校が統合した場合、3中学校が統合した場合の予想のクラス数と生徒数をお答えいたします。

まず平成30年度では、中学1年生が78人で3クラス、中学2年生が104人で3クラス、中学3年生が91人で3クラスとなります。

次に、5年後の平成35年度では、中学1年生が79人、中学2年生が95人、中学3年生が94人で、いずれも3クラスの見込みであります。

また、10年後の40年度では、中学1年生が65人、中学2年生が75人、中学3年生が62人で、いずれも2クラスの見込みであります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございます。

それでは、3番の質問にお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問1-3の仮に中学校を統合した場合の学校の場所について、現在の学校を利用する方法と新たに建設する方法の選択肢として、どのように考えるかにつきまして答弁させていただきます。

先ほども答弁いたしました。仮に統合する場合、1つの中学校になるのか、両島を除く半島側の中学校が統合し、3つの中学校になるのかにつきましては、現在のところ計画が決まっておりませんので、あくまで仮の話ということでございますが、5つの中

学校を統合して1つの中学校とする場合ということでお答えいたします。

まず、新たに中学校を建設する方法につきましては、校舎・体育館・校庭とも充実した教育活動を可能にする規模や、機能を十分に確保できる施設にすることや、防災機能をはじめ地域のコミュニティー活動等にも配慮した機能の導入など、保護者や住民の方から新設校への施設整備の要望をお聞きし、特色のある学校施設整備を進められるということがメリットとしては上げられますが、それに適した場所の確保や、道路・水道などの整備を含めました建設に係ります財政負担を考慮しなければなりません。概算の経費としましては、土地の購入費や道路・水道などの整備費を除く建設費だけとしまして、約30億円は必要ではないかと思われまます。

一方、現在の学校を利用する場合では、校舎や教室の数、敷地の広さ、体育館や運動場などの附属の施設、通学の利便性、立地条件などを総合的に判断する必要があります。また、現実的には学校施設の大規模な改修も必要になると考えられます。新たに建設する方法と現在の学校を利用する方法のいずれにしましても、町の財政負担を考えた場合、財源の確保が大きな問題になると考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございます。

既存の学校施設を利用した場合の統合でも、かなりの費用が必要と思われまます。町の財政面から考えた場合でも、今のうちといたいますか、体力のあるうちに早期の決断が必要ではないかと思われまます。卒業生が大人になって、自分たちの学校の建設費用を後々まで自分たちが負担するようにならないような施策も必要と考えまます。

また、早期の決断が必要なんですが、統合先をどこにするかの問題も大きいと思われまます。その観点としましては、防災の観点、安全な場所、通学、また給食の配食等の問題もあいまます。例えば、そのような条件をポイント制にして公平な決め方をするということも一つの方法だと思いまます。大人の自分たちの地元へ何とか引っ張ろうという綱引きによって、この統合に際して進展を阻むことのないように私は思いまますが、どのようにお考えをするのでしょうか、お願いいたしまます。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

先ほど新たに建設した場合と既存の中学校を利用した場合の経費について、いずれにしても町の財政負担は高額になるということを答弁いたしました。そちらの経費は幾らかかるかということにつきまして、今後、概算金額を算出し、町の財政計画に組み入れていく必要があると考えております。また、既設の中学校を利用する場合の校舎や教室の数、敷地や体育館・運動場の施設、通学の利便性等に加えまして改修の費用など、こういったものが比較できる資料を、これをわかりやすい資料を作成したいと考えております。

検討を進める方法につきましては、今後、教育委員会のほうで協議をしていくというものです。アンケート結果を参考にしながら検討委員会を設置いたしまして、場所を選定して、今お話ししましたような比較検討をした資料をもとに中学校の統合基本計画（案）を保護者の皆様方にお示ししたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

それでは、次の御質問1－4の小学校を5校とする場合、師崎小学校と大井小学校の統合について、今後どのように考えるのかにつきまして答弁させていただきます。

27年1月に文部科学省から出されました「学校統廃合の手引」によりますと、小学校においてもクラスがえができないほど小規模になった場合は統廃合を検討するか、統廃合ができない場合は小規模校のデメリットを解消する対策に取り組むか、選択を促すことが示されております。本町では現在、内海小学校の1年生と3年生を除く全ての小学校の学年がクラスがえができない状況になっております。そのうち大井小学校、師崎小学校の児童数ですが、本年5月1日現在で、大井小学校77人、師崎小学校78人です。近い将来、2つの小学校ともさらに児童数が減少していくと見込まれるために学校

統合を検討する必要があると考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

いずれにしても小学校までというのは、まだちょっと先の段階かなと思っておりすが、とにかく中学校の問題を優先するべきだと思っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

それでは、御質問1－5の町内の保護者の方を中心に再度統合に関するアンケートを実施してはどうかにつきまして答弁させていただきます。

教育委員会では、平成23年11月に内海小・中学校区と豊浜小・中学校区の保護者を対象に学校統合についてのアンケート調査を実施しました。アンケートの内容は、小学校の統合を経験された保護者に統合の結果についての検証と、今後、中学校の統合を進めることについての思いをお聞きしたものであります。

アンケート項目のうち、統合した結果について「よかった」「どちらかといえばよかった」を選んだ方の割合が79.2%、「悪かった」「どちらかといえば悪かった」を選んだ方の割合が5.9%、「どちらともいえない」「わからない」を選んだ方の割合が14.9%でした。しかし、同じアンケートで、中学校の統合を進めることについての御質問では、どちらかといえばを含めまして、進めたほうがよい方の割合が33.4%、進めないほうがよい方の割合が33.8%、どちらともいえない、わからない方の割合が32.8%でした。

学校統合につきましては、さきに答弁させていただいたとおり、子どもたちの教育にとって最善の選択をするためには、行政のほうが一方的に進めるものではなくて、保護者などの御意見も伺いながら慎重に進めていくことが大切であると考えております。そのための方法の1つとして、意見交換の場の設定やアンケート調査を実施する必要があると考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今後、アンケート並びに地域の皆さんのいろいろな意見交換をしていくわけですが、ただ単にアンケートをとるのではなく、今の現状及び将来に対しての問題点を十分に説明といいますか理解していただいた上で、保護者なり、今後また保護者になられるような方たちの世代も含めた上で、個人の意見、そして地域の意見を、皆さんがすり合わせた上で再度意見をもらうような形もとるべきだと思いますが、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

アンケートのとり方などにつきましては、また今後検討を重ねるところではありますが、議員がおっしゃるとおり、保護者の皆様などに将来の生徒数の減少の予測や、例えばクラスがえができないほどの小規模校になったときの問題点など、これを御説明して、また保護者の方からは現在の学校についての問題点など、お考えがあったら、それをお聞きすることが大切であると考えております。ですので進め方については、そのアンケートのみにするのか、意見交換の場を設けるか、またそれ以外の方法にするのか、こちらについては、また教育委員会の中で議員の御意見も参考に検討してまいりたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

おっしゃるとおりに決断は早急にスピーディーにということですが、準備のほうは慎重に、周到にという形で進めていただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

それでは、御質問 1 - 6 の中学校が統合した場合、中学校跡地へ小学校を移転、さらに小学校跡地へサービスセンターその他の施設を移転するなど、これを機会に公共施設の効率的な管理、再編を考えるべきと思うがどうかにつきまして答弁させていただきます。

仮にですが、中学校を統合した場合にできる跡地につきましては、議員のおっしゃるように公共施設の効率的な管理のため、取り壊しをするのか、ほかの公共施設を移転するのか、幾つかの公共施設の複合施設とするのかなどの検討が必要と考えております。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

町有施設といいますか、今後の再編は絶対に必要と考えております。統合ありきではございませんが、統合であいた施設があれば、先ほどの小学校の統合先及び防災面での移転先等、選択肢もふえてくると思っております。今後の町有施設の細く長く、そして有効的な利用をする計画案も今後つくっていただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、統合に関しまして慎重な準備、そして意見収集を行い、何よりも第一に子どもの将来を考えた上で今後の対応をしていただきたいと思っております。速やかな英断を求めて、統合に関する質問を終わらせていただきます。

次の大きい 2 番をよろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問 2. 風水害時の対応についてのうち、2 - 1、2 - 2 は私、建設経済部長から、2 - 3 から 2 - 6 までは総務部長から答弁させていただきます。

まず、御質問 2 - 1、急傾斜地崩壊対策事業や治山事業の工事の進捗状況を教えてほしい、また落石、ひび割れ、地すべりなどの予兆が見られるような緊急を要する案件が出た場合はどうするのか。御質問 2 - 2、本町において土石流の発生予想箇所はあるのか、あるとしたらその対策はしているのかにつきましては、関連がありますので一括して答弁させていただきます。

御質問にあります急傾斜地崩壊対策事業、治山事業及び土石流対策としての砂防事業は、愛知県が行う事業となっております。

まず、急傾斜地崩壊対策事業ですが、本年度においては内海・内田区域、山海・間草区域、豊浜・初神区域、山海・向山区域、篠島・東山区域、師崎・山ノ神区域の6カ所で実施する予定です。

工事の進捗状況としましては、内海・内田区域は平成25年度より事業に着手し、既に工事は完了しており、本年度の用地測量と台帳作成を残すのみとなっております。山海・間草区域は平成26年度より事業に着手し、本年度は昨年度に引き続き、のり枠の補強工事を行います。豊浜・初神区域は平成27年度より事業に着手し、本年度は老朽化した箇所をモルタル被覆によるのり面の補修工事を行います。山海・向山区域は平成29年度より事業に着手し、本年度は詳細設計を予定しております。篠島・東山区域と師崎・山ノ神区域は本年度より事業に着手し、本年度は老朽化した施設の詳細点検と対策工法の検討を行います。

次に、治山事業でございますが、本年度においては豊浜・半月区域、豊浜・西ノ平井区域、豊浜・上之山区域、片名・長谷区域の4カ所を実施する予定です。

工事の進捗状況としましては、豊浜・半月区域は平成26年度より事業に着手し、本年度は昨年度に引き続き、のり面の固定工を行います。豊浜・西ノ平井区域は平成29年度より事業に着手し、本年度は昨年度に引き続き、斜面ののり枠工及び落石対策を行います。豊浜・上之山区域は単年度事業で、老朽化した箇所をのり枠工による補修を行います。片名・長谷区域は平成28年度より事業に着手し、本年度は昨年度に引き続き、のり枠工を行います。

最後に、砂防事業でございますが、愛知県の指定する南知多町内の人家に被害が及ぶおそれのある土石流危険渓流は27カ所で、そのうち4カ所については既に整備済みです。土石流の対策としましては、危険箇所の下流域に土石流防止のための砂防堰堤を設置するなどの対策を行っております。なお現在、豊浜・大岨地区、白山脇地区、河原気地区、堂庭地区において砂防事業を計画しており、本年度は工事に向けた用地測量、詳細設計、用地買収を行う予定です。

また、緊急を要する案件が出た場合はどうするのかにつきましては、各地区の要望を受け、愛知県がその危険度を判定し、優先順位をつけ、予算の範囲内で計画、事業実施しておりますが、議員がおっしゃるような予兆が発生した場合には、現地確認の上、優

先順位に関係なく対応することとなります。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

丁寧な御回答をいただき、ありがとうございます。

6月4日付の中日新聞に、土砂災害の恐怖として裏山崩落警戒をとの記事が掲載されておりました。やはり大分県の災害に触れており、直前に雨が降ったわけでもなく事前に察知するのは、これは困難だと報じておりました。そうした事案に対応できるのは、長年その土地に住む住民が、あれっ、ふだんと何か違うぞという気づきが重要だということも書いてありました。このように地域住民の声に耳を傾け、そのような事態になったときは最優先で取り組んでいただきたいと思います。

また、事前の取り組みとしまして3月議会で、大雨対策として、ため池の貯水池としての利用をお願いしましたが、今回の土木申請箇所調査に同行させていただいた際、各区の代表の方に、その旨早速お願いしていただいております。大変ありがたく思っております。今後も文書等で重ねてお願いいただけたらと思っております。

次の質問に行ってください。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問2-3、南知多町でもこのシステム（タイムライン）を導入していると聞いているが、大災害を想定した場合、「誰が」の中に地域住民を最先端で守っていただいている自主防災会組織をはじめとした地域の防災組織は入っているのかについて答弁させていただきます。

本町では、ある程度事前の予測が可能となっている台風について、事前防災行動計画、いわゆるタイムラインを平成26年10月に作成いたしました。現在のタイムラインの活用につきましては、過去の災害対応を教訓に、台風発生時からの情報収集や関係機関との連絡調整など、役場の各部局が行うべき事前の対策、行動について時系列に示しているものであり、地域の防災組織の行動までは記載しておりません。今後につきましては関係機関の御意見をお聞きしながら、よりよいタイムラインとなるよう検討していき

いと考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございます。

26年に作成済みということですが、現在に至るまでの運用実績を教えていただきたいし、またどのような効果があったかもあわせてお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

御質問のタイムラインの運用実績と効果についてですが、26年に作成以降、台風の接近のおそれがある場合には、このタイムラインにより、台風情報の職員への周知や、事前に災害対策本部委員会議を実施して水門閉鎖の協議をするなどの防災行動を実施しました。とりわけ昨年の10月23日月曜日の未明に静岡県に上陸した台風21号では、タイムラインの運用により、本町への最接近予測時刻の2日前の金曜日に災害対策本部委員会議を開催し、事前に検討することとなっている学校給食の中止や保育所休園の協議などを行い、台風通過後の混乱を回避することができました。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

タイムラインの中での「いつ」「何を」「誰が」の項目の中なんですけど、その中で、何時間前から、またどのような項目があり、どのような組織を想定しているのか、大まかで結構ですけど教えていただけますか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

タイムラインの設定内容についてですが、本町のタイムラインは、台風接近の4日前から役場の各部局が行うべき行動を設定しています。具体的には、例えば防災安全課

では、台風接近の3日前には非常配備本部担当班長に台風情報の提供を行い、接近2日前には土のうなどの資機材の点検を行い、前日には消防団長と連絡調整を行い、防災無線による町民への注意喚起も実施することなどとなっています。

そのほか、教育委員会では学校給食の中止を、また厚生部では保育園の休園等を事前に検討しております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございます。

タイムラインに関する資料をいろいろ調べてみましたが、初動が120時間前からという記述もありますが、こういった小さな狭い地域を限定した場合で考えますと、4日前から動いているというのは、かなり早々に動いていただくなと思っております。

いつからに関しては少し安心いたしました。が、「誰が」「何を」という項目なんです。が、これは誰を入れるかによって項目は当然数は変わってくると思いますが、数の問題じゃないんですが、被害を最小限に、そして復旧は最速でを目指して検討していただく中で、「誰が」の中に、警察・消防はもちろんですが、地域の自主防災会、民生委員、そしてまた企業の方たちまでも共有するようになっていく考えはあるのでしょうか。もちろん活動の中身としまして、台風の襲来の際に民生委員の方々に動いてくれというわけではなく、災害が落ちついた後の安否確認も含めた、そういった情報を共有してもらう、事前に助け合う状況を共有するためのシステムと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

地域の自主防災会、企業などが情報を共有するようになっていく考えはあるかについてですが、本町のタイムラインで「誰が」の部分で、役場の組織以外で実際に行動する項目が示されているのは、現在は消防団のみとなっています。しかしながら記載はされていませんが、例えば台風通過後に厚生部局が行うこととなっている住家等の被害状況調査取りまとめは、実際には区長さんをお願いすることとなっています。

このように、タイムラインにより住民の方にとっていただきたい行動も決まってい

ますので、今後につきましてはこのシステムが、より効果的なものとなるよう検討してまいりたいと思います。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今までは職員だけでやってこられたといいますが、職員だけでできたではなく、大災害時の、これは毎回毎回シミュレーションとなるような形をとっていただくというような形にしていただきますと、このタイムラインが地震災害でも適用できると思います。今後、住民の方が安心して暮らせるシステムをみんなで作っていくべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問にお願ひいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問2-4、過去に避難勧告等を出した前例はあるか、また避難勧告等の告知方法についても、高齢者世帯がふえていることを踏まえて何か工夫があるのかについて答弁させていただきます。

避難勧告等を過去に発令した実績でございますが、近年では平成25年10月に、内海内福寺区内において、台風等の影響により土砂災害のおそれがあったため、地区内の15世帯57人の住民に対し避難勧告を発令しております。最大で7の方が実際に避難所に避難されておりますが、幸いにして住民の皆様の被害はございませんでした。なお、避難指示につきましては発令実績はございません。

なお、本町におきましては高齢者世帯が増加している現状を踏まえ、避難勧告等の発令に当たりましては、高齢者をはじめとした要配慮者の避難の実効性を確保することが重要と考えております。

本町といたしましては住民等の皆様の円滑な避難を実現するため、本年3月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定し、避難勧告等を発令する際の判断基準を定めたとところでございます。

今回策定いたしました「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」では、従来の「避難準

備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に改め、避難行動に時間を要する高齢者などの災害時要配慮者及びその支援者の方に対しては、避難準備の段階から、より安全な場所への避難の開始を呼びかけることといたしました。

避難勧告等の伝達方法につきましても、防災行政無線や広報による直接的な呼びかけのほか、防災ラジオ、登録型メールサービス、Ｌアラートを活用したテレビ・インターネット等、各種メディアによる情報配信など複数の手段を用いて、同一の情報を広く確実に伝達することが重要であると考えております。

御質問いただきましたように、近年、海水温の上昇に伴う豪雨や強い台風の発生が懸念されております。このような豪雨の発生や台風の上陸等により、土砂災害や高潮といった大きな災害の発生につながるおそれが生じた場合には避難勧告等を発令し、速やかに住民等の皆様に伝達する必要があると考えております。大雨や台風等に伴い、水害や土砂災害が発生するおそれが高まった際には、気象庁等が発表する防災情報を注視し、いわゆる空振りの事態を恐れず、住民等の皆様の身の安全を第一に考えて、判断基準に基づき避難勧告等を発令してまいりたいと考えております。以上でございます。

(7 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

高齢化に伴って、独居高齢者または高齢者のみの世帯がふえているのも現実でございます。テレビの音も聞こえないぐらいの大雨の中で、ましてや停電ともなれば、不安でどうしようもないと思われれます。避難準備を広報するのみではなく、地域御近所の助け合い、一番基本になると思いますが、このような施策は考えておりますでしょうか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

御質問の地域の御近所の助け合いをお願いする施策についてですが、町では災害時に1人では安全な場所に避難することができない災害時要援護者として登録された方の名簿を、地元区長、消防団、民生委員の方などの地域支援者にお渡しして、災害時の連絡や避難が迅速に行えるよう支援をお願いする制度を実施しています。この制度は、地域の皆様の協力によって成り立つものですので、ぜひ多くの方に支援者として御協力いた

だけるようお願いいたします。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

全くそのとおりだと思います。要援護者、そのような方たちを地域で支援しようとした場合に、やはりちょっと個人情報の問題がネックになるときもありますが、地域と一緒にあって支援者のお願い、助けてくれる人をどのようにしてつくっていくかというのが大きな問題だと思っております。地域と一緒にあって、また行政も動いていただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問2-5、避難所までの道のりと状況によっては、遠くの避難所より近くの2階ということも言われるように、避難する場所としては、指定避難所ではなく近くの公民館でも問題はないのかについて答弁させていただきます。

現在、避難所に指定している各施設につきましては、施設管理者との事前調整を図った上で、想定される災害ごとに地域防災計画に掲載し、平時から多くの防災関係機関に周知しているところでございます。

また、避難所の開設に当たりましては、災害の規模や被災状況などを勘案し、あらかじめ指定しております避難所の中から、施設管理者の協力のもと順次開設いたします。避難した後に必要となる生活支援を確実に実施する観点からも、まずは、あらかじめ指定された避難所への避難をお願いしたいと思います。しかしながら、想定外の規模の災害の発生等により、指定された避難場所へ避難することがかえって危険であると判断される場合には、近隣のより安全な建物に避難する。さらに、事態がより切迫し、避難行動をとる余地がない状況となった場合は、その時点にいる建物の中で、少しでも助かる可能性の高い、より安全な部屋に移動する、そういった行動をとっていただく必要があると考えております。

したがって、今後、避難勧告等を発令する事態が生じた場合につきましては、避

難所への避難を呼びかけるだけでなく、避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所への避難や屋内のより高い場所への避難についても呼びかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

そのような支援策はどんどんやっていただきたいんですが、高齢者の思いとしましては、遠くの避難所でひとりぼっちでというのは大変不安だと思います。そのかわりにといますか、自分のなれ親しんだ近所の公民館で顔見知りの方が一緒におっていただければ随分安心できると思います。また、その環境づくりが早い避難を促すことができると思いますので、ぜひまた皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問2-6、非常時の中での住民への対応を考えたとき、地区の防災組織への協力要請もふだんからしておくほうが、より住民目線と考えるが、現在の状況で避難所での対応は万全と思うかについて答弁させていただきます。

台風など事前に予測されるものにつきましては、町災害対策本部にて避難所の開設準備は可能でございますが、大災害を想定した場合、避難所の数もふえ、人手が足りなくなることは予想されます。危険箇所の把握、避難所の確認等、いわゆる自助、また避難の呼びかけ、安全な避難誘導や避難所運営など、区並びに地域防災力の協力、いわゆる共助が必要となりますので、今後は風水害対策につきましても、区並びに地区防災組織とさらに連携を図り、災害対応に努めていきたいと考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

先日、テレビを見ておりまして、セミナーの紹介が行われておりました。その後、調

べてみますと、今月6月6日に東京で防災に関するセミナーが開かれたということで、これは大分県の日田市、九州北部豪雨災害の真ただ中の市長の講演がありました。その中で、日田市の山合いにある集落の自治会長が行った避難放送が紹介されておりました。自宅裏の川の水位が上がり、危険な状態になったため、自治会長がさらに避難を促しつつ、その放送の中で、「この放送を最後に私も避難します」と強い言葉を使ったそうです。その結果、これを聞いていた多くの住民が危機感を感じ、これはやっぱりふだんと違うぞというようなことで、多くの危機感を感じ、迅速な避難につながったそうです。災害に対抗するのは、最後は地域の住民の自助・共助だと思います。

職員の方が、地域の方を巻き込むのは申しわけない、自分たちだけで何とかできるんだぞということをお考えかもしれませんが、申しわけないという、そんな思いで計画を練っているかもしれませんが、その計画の中で、万が一職員の配置ができない、できたとしても1人の人で、なれない人で交代もできず、結果として地域の人に不便を、不安を与えるかもしれません。以前から言っておりますが、公助というのは災害が起きたときは無力です。ですが、前もって準備して地域の人をお願いしておく、その対応がBCPであり、事前にできる公助だと思っております。困ったときはお互いに頼り合うことができる地域をつくっていくべきと理解しております。そういった思いを託してこの質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、服部光男議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は2時30分までといたします。

〔 休憩 14時13分 〕

〔 再開 14時30分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

最後の最後になりました。当局の皆さんも、議員の皆さんも、傍聴者の皆さんも、最後までおつき合いよろしく願いいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

最初に、太陽光発電設備の設置に対して指導要綱・条例の設置についてです。

事業用の太陽光発電設備の設置に対して、災害防止及び自然破壊、生活環境保全から、必要な町の指導要綱・条例制定を求めます。

日本共産党は、原発に頼らず、太陽光・風力・地熱・小水力など自然再生エネルギーの利用には基本的には賛成です。しかし、この自然再生エネルギーをめぐる現在、今問題になっているのは安心・安全な導入の仕方、そして、及び住民の皆さんへの説明と合意、これがなされているかが最大の焦点となっております。

太陽光発電設備の設置が、この間急増しております。内海の檜の木交差点の付近の田んぼには、既に大がかりなパネルが設置され、近くの山でも木々が切られ、隣の畑を持っている方に何の説明もないまま工事が進められております。もう既にかかなり盛り土がされております。内海以外の地域でも山を削り、宅地周辺などで住宅のすぐ横にも展開してきております。地域住民の方からも心配の声が上がっています。

太陽光パネルからの照り返し公害、農地転用により田んぼの保水力低下に大雨の被害、陸域からの表土の流出による環境破壊、景観破壊などが懸念されます。地域住民の不安と心配に対応するために先進地の経験を学び、早急に南知多町の指導基準（ガイドライン）、強制力のある条例制定などが求められていると考えます。

次の内容について質問します。

①本町として太陽光パネルの設置で、町内のどこに、どのような業者や個人が、どのような大きさと発電量等を持つ施設があるのかを全て把握しているか。

②本町として環境問題、景観、近隣住民との関係、樹木を切り倒して山を削っての設置、パネルの廃棄責任を含めて、現在の設置の問題点をどのように考えているか。

③太陽光パネル事業を計画している事業者等に対して、南知多町としても岐阜県可児市や長野県上田市のように、少なくとも近隣の住民には説明することなどを求めたFIT法（電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法）に基づく国の太陽光発電の事業計画策定のガイドラインを周知することが必要ではないか。

④愛知県の土地開発行為に関する指導基準の中に太陽光発電施設用地の造成に関する基準も開発を行う業者・個人に周知すべきと考えるが、これもどうか。

⑤東浦町では、太陽光パネルの設置をめぐる住民とのトラブルが起き、東浦町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱（平成29年10月5日）が制定されました。南知多町も適正な実施を誘導することにより、設置場所及びその周辺地域における災害防止とともに、良好な自然環境及び生活環境保全に努め、持続可能な地域社会の形成のために、

東浦町等の指導要綱を参考にして、適正な条例やガイドライン、指導要綱などを作成すべきではないか。

2. 風力発電計画に対し、ガイドライン、そして条例の制定を求めます。

美浜町では住民へ説明もなく、25から26メートル程度の、羽根の直径が14から16メートルに近い小型風力発電設備が現在2基、基礎工事が進められ、近隣住民から建設反対の申し入れが町・業者に出され問題となっています。南知多町でも同じ会社を含む複数の企業による小型風力発電計画が、大井・片名地区を中心に計画されております。現在21件が経済産業省のホームページ等にも載っております。

小型といいながら具体的に心配、想定されている被害として、羽が空気を切る音、モーターのギア音の騒音に加えて人間の耳には聞こえない低周波音です。心配される被害は音のうるささとは様相が違い、不安感・いらいら・目まい・吐き気・耳鳴り・頭痛や不眠など、夜間、静かになると余計に悪影響を受ける特徴があり、強風時には雷のような衝撃音を体感しているところもあるそうです。

次の質問をします。

①南知多町でも風力発電装置の設置にかかわるガイドラインを作成中であると聞きました。今後、美浜町のようにならないためにも、町は今作成しているそのガイドラインをどのように周知し、具体的な規制を事業者等に要請・実施・検証していくつもりか。

3. 空港沖の埋め立て計画についてです。

本町の漁業を守るために、中部空港沖の埋め立て計画に対して、南知多町として反対の声を届けてください。

国は、名古屋港の底にたまった土砂を掘り下げて航路を確保するため、しゅんせつ作業で発生した土砂を中部国際空港の隣接海域に投入する計画を進めています。その後、国や県は埋立地を中部国際空港の2本目滑走路に利用することを狙っています。現在、2005年開港時の需要人数さえなく、国の政策審議会に示された1,380万人の需要予測さえ下回っており、第2滑走路の必要性も採算性もありません。

次の質問をします。

①中部空港沖を埋め立てることは、漁業に多大な影響を及ぼすものである。本町として漁業を守るために、現在のアセス計画の配慮書、方法書の段階で反対の意見を表明すべきではないか。

②今後、埋め立て準備がさらに進み、準備書、評価書が進みます。アセス準備に対し

ても、南知多町として意見表明をする準備はあるか。

4. ファミリーサポートセンターの早期設置についてです。

若い人が住みやすい南知多町にするための施策として、保育所までの送迎や、保護者等の病気や急用の場合の子ども預かりなどの施設の子ども・子育て支援のためのファミリーサポートセンター計画があります。子育てと仕事が両立できる環境づくりのために、南知多町でも早急に設置すべきと考えます。

質問します。

①南知多町の子ども・子育て支援事業計画（平成27年～平成31年）、平成29年に見直しがされたようですが、それには、ファミリーサポートセンター事業は平成27年度から開始する計画となっております。しかし、30年度になってもいまだ設置されていません。具体的な方向性を示すべきと考えるが、どうでしょうか。

追加質問については自席で行わせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-1、本町として太陽光パネルの設置で、町内のどこに、どのような業者や個人が、どのような大きさと発電量等を持つ施設があるのか全て把握しているかについて答弁させていただきます。

再生可能エネルギーの導入を拡大するための固定価格買取制度が、平成24年7月に電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法のことですが、この法律に基づいて創設されて以来、我が国の再生可能エネルギーの導入は着実に進んでおり、中でも太陽光発電を中心に導入が拡大しております。一方で、新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には専門的な知識が不足したまま事業を開始する者もあり、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策がとられていない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、種々の問題が顕在化もしておりました。

そこで、適切な事業実施の確保を図るため、平成28年6月にFIT法を改正し、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度が創設されました。新たな認定制度では、事業計画が再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものであり、円滑・確実に事業が実施されると見込まれ、安定的かつ効率的な発電が可能であると見込

まれる場合に経済産業大臣が認定を行うものでございます。したがいまして、事業計画書は事業者から経済産業省に直接提出され、市町村を經由していきませんので、太陽光発電施設について全てを把握はしておりません。

F I T法の改正により認定制度になったことから、資源エネルギー庁のホームページにおいて平成30年3月31日現在で認定されている事業計画につきましては、発電出力20キロワット以上のもの101件を確認しております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今の発言は、ちょっと残念だというふうに思いますね。やはり結局、全国の市町村が、いわゆるこのような国の3・11以後、急速な自然エネルギーの導入によって規制緩和が急激にされたために、全く住民のことを無視した導入が一定程度されてきていると。それが地方自治体においてさえ、実際に具体的に、どこにどのような業者が、どれぐらいの規模の発電設備があるのかということも南知多町ですらつかんでいない。これは本当にゆゆしき問題だというふうに私は思います。なので、実際私がこれはホームページで落とししましたところ、今のやつと多分同じだと思いますけど107件、これは実際の事業者と、それから場所が書かれているやつがあります。少なくとも経済産業省のホームページの中には、例えばダイコクさんがオオイシさんで、山海の字12のところにつくっていますよと、こういうのはちゃんとあるわけですよ。だから、この内容についてしっかりつかんで地図落としをする必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

先ほども申し上げたんですが、この事業認定自体が法的に市町村を經由してということではないものですから、今回こういったことが美浜町の風力発電などの問題が起きてきたことで、今回、残念ながら南知多町も初めてこのような状況を知ったということでございます。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

なので、南知多町としても、確かに今回そういうふうな状況は知ったということで、やはりこれから、少なくとも経済産業省に出されているホームページの中で、これはもうはっきりしているわけですから、だから、ここの地区にこのような会社の太陽光発電があるなということの地図落としをすべきではないですかということを私はお聞きしているんですけれども、それについてはいかがですか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

現実で百数件を地図上に落とすということになりますと、現地も確認してということにはなろうかと思いますが、役場の中でどのように対応していくかというのは、これから検討させていただきたいなというふうに考えております。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

それが私が次にする質問なんです、現在、事業者の課税対象施設がちゃんとつかまれているかどうか。かなり大規模な業者が、やってみえる方が見えると思うんですけど、じゃあ、この太陽光発電で南知多町に税収がどれだけあるんでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

税収まではちょっと手元にありませんが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電施設についての平成30年度課税分につきましての固定資産税の課税標準の特例を受ける事業者が、個人が8人、法人が7法人、計15事業者というのは把握しておりますが、額まではちょっと把握しておりません。以上であります。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

個人で8、法人で7と、それ以上ありますよね。脱税になっているんでしょうか、固定資産税の。よくわかりませんがやはり適正な、施設をしっかりと把握して南知多町としても税金逃れにならないような、そのような対策はぜひとも進めていただきたいと、このように思っております。とりわけ今回のこのような太陽光発電をめぐるこういうものの部署というのはどこなんでしょうか、お教えてください。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

再生可能エネルギーということに関しては、厚生部環境課ということになりますが、開発的な色合いもあるものですから、さまざまな課が関係してくるということで、これからそれも含めて、どこが主に対処していくかということも含めて役場の中で検討していくということでございます。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。

先日も環境課の皆さんともちょっとお話しさせていただいたときに、これは一体どこが責任を持つんだろうなどと、こんなような話が少しありまして、やはり今の現状、確かにいろいろ忙しい現状がきっとあると思いますけれど、しかし、やっぱりこの問題に対しても何らかの形でこの部署が対応すると、そういう場所をしっかりとつくっていただきたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。

じゃあ次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1-2、本町として環境問題、景観、近隣住民との関係、樹木を切り倒して山を削っての設置、パネルの廃棄責任を含めて、現在の設置の問題点をどのように考えているかについて答弁させていただきます。

太陽光発電に関しては、経済産業省資源エネルギー庁が策定した太陽光発電の事業計画策定ガイドラインがあり、この中で、土地及び周辺環境の調査、地域との関係構築、土地開発の設計・施工、周辺環境への配慮、保守点検・維持管理の体制の構築、計画的な撤去及び処分費用の確保などについて明記されております。しかしながら、このようなガイドラインの内容が徹底されていないことが問題であるというふうに考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

現在、やはり町として、どこの場所にどう設置しているものが、どんな問題があるのかということをやはりつかまえていただきたいと思うんです。私この間、内海・山海、それから南知多全体を車を使いながら太陽光があるところについてかなり調査をしています。例えば、山海の山側にあるところは柵はありません。これは違法です。いわゆる今後のガイドラインの筆頭からすると、柵はつくらなきゃいけないとなっているんですね。でも、それがつくられていない。

そして、かなり最近につくられた太陽光発電についてはパネル、表示ですね。どこの誰それがどういう理由でつくって、何キロワットで発電すると。もし万が一何かがあった場合には、どこに連絡をするという大きなパネルを、約25センチから35センチ、たしかガイドラインには、その大きさを張りつけるんだと、このようなことが書かれていると思いますが、それが、このパネルの責任団体、責任個人が明確になっていない施設がかなりたくさんあります。そういう問題も含めて、やはりきっちりとこれはチェックしていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、ぜひともこの問題、個別具体的に個々の太陽光発電についてはこんな問題があると、柵はつくっていないじゃないかと、ここはきちっとした標識がされていないぞと、これは電気事業者の立場からいっても、これはちょっと何か線がはみ出ている危ないんじゃないかと、そういうような問題も、大変かとは思いますが、一度やっぱりその業者を個別につかまえると同時に、その問

題点もつかまえていってほしいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1-3、太陽光パネル事業を計画している事業者に対して、南知多町として、少なくとも近隣の住民には説明すること等を求めたFIT法に基づく国の太陽光発電の事業計画策定のガイドラインを周知することが必要ではないかについて答弁させていただきます。

本町としましても経済産業省資源エネルギー庁の太陽光発電の事業計画策定ガイドラインを周知することは必要であると考えますので、町公式ホームページ等によりお知らせしていきたいと考えております。なお、6月6日付、町ホームページの新着情報により、資源エネルギー庁のホームページの太陽光発電事業計画策定ガイドラインへリンクを張り、確認ができるようにしたところでございます。

また、事業者から本町に相談があった場合には、このガイドラインを遵守するように求めていきたいと考えております。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。早速ホームページに接続していただきまして、それだけでも業者に対しての少しの規制になるというように思っています。とりわけこのFIT法は22年度に改正されまして、何が一番これは義務づけられているかという、努力規定なんですけれど、このガイドラインの中には、これは経済産業省の中部経済支局に確認しましたところ、ガイドラインの中でも法的に義務づけられているものがあるんですよということをお聞きしました。それは、次の4つです。

まず1つはフェンス、フェンスは必ずつける。だから、最初につくられた太陽光発電についてはフェンスがないまま、そのままになっているところがあるかと思います。だから、この業者さんに対してちゃんと、やっぱり子どもたちがひょっとして入るかもしれないんだから、ちゃんとフェンスはつくってくださいね、こういうような、やはり

働きかけは必要かというふうに思います。

2つ目。保守点検でございます。

4年に1度、ガイドラインの中では5年に1回だとかということも書いてありますが、4年に1度程度の保守点検は必ずやってくださいよと。そのままつくったそのまま、何ら保守点検もやらないまま部品もかえないという、こういう業者も見えるようです。

それから3つ目が標識の掲示ですね。先ほど何度も言いました。具体的に、この持ち主は誰々ですと。何かあったらここに連絡してくださいねと、これは当たり前のことだと思うんですけど、それがやられていないところはかなりいっぱいあります。それもしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、これは国でも一応ガイドラインの中で、住民に対してのしっかりとした説明、当事者の、この説明もやってくださいよと、こう言っているわけですよ。でも、やはりそれがなかなか周知されないというか、こちら側の姿勢もないために、具体的な訴えがないことからルーズになってきていると、このようなことだと思います。なので、ぜひともこのFIT法、大いにこれは業者に対しては使うということで、今まだ南知多町にはガイドラインがございませんので、国のFIT法で、国さえこういうことを言っているんですよということをぜひとも伝えていただきたい、このように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1-4、愛知県の土地開発行為に関する指導基準の中の太陽光発電施設用地の造成に関する基準も、開発を行う業者・個人に周知すべきと考えるがどうかについて答弁させていただきます。

愛知県土地開発行為に関する指導要綱及び指導基準につきましても周知することは必要であると考えますので、町公式ホームページ等によりお知らせしていきたいと考えております。こちらにつきましても、町ホームページの新着情報より愛知県のホームページへリンクを張り、確認ができるようにいたしました。

また、事業者から本町に相談があった場合には、この指導要綱及び指導基準を遵守するよう求めていきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

愛知県の指導要綱の愛知県土地開発行為に関する指導基準の2の太陽光発電のところをちょっと読んでみますと、その他のところにこう書いてあります。1. 所在市町村の意向を十分尊重したものであることと、これは県が出している文書ですよ。そして2. 地域住民の理解と協力が得られるよう、事業計画の周知、そのほか必要な措置が講ぜられるものであること。特に、測量に当たっては十分な精度と正確さをもって行い、その成果の活用が図られるものであること。そして、法令に基づく許認可の申請、許認可があった後は速やかに事業を着手するもの。こういうことがこの愛知県の、これも最近なんですよ、昨年か一昨年につくられたばかりなんですけど、やはりこういう内容も一つの業者に対してのガイドラインとして有効な手だったと思います。知らせるだけでも違いますので、南知多町としてはまだガイドラインをつくっていないけど、県の要綱や、それから国のFIT法に基づいた施策でちゃんと基準を守ってくださいねということ、ぜひこれはやっぱり言っていただきたいと思います。

そのためには、事業申請があらかじめないといかんですよね。そのためにも、やっぱりこのガイドラインは南知多町としてつくって、南知多町にちゃんと周知をさせると、こういうふうな仕組みをつくっていくことが必要だと思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1-5、東浦町等の指導要綱を参考にして、適正な条例（指導要綱）を作成すべきではないかについて答弁させていただきます。

本町では、平成28年度に太陽光発電反射光の苦情が1件ございました。今後、まずは資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）と愛知県土地開発行為に関する指導要綱及び指導基準の周知に努め、要綱等の作成につきましては国・県及び近隣市町の動向を注視し、検討していきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

私、資料として東浦町の太陽光発電の指導要綱をつけておりますが、これについては、まさに私が先ほど言ったように、事業者は東浦町に対して、もし事業をやるときには、とにかく努力義務だけでも申告をすると、このような形になっております。このような形が、まずは一つはベースになるんじゃないかと思うんですが、この東浦町の条例についてはどのようにお考えですか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

先ほども申し上げたんですが、東浦町も含めて、うちですと、すぐ隣が美浜町、今回の風力発電も含めて連携をとって、これももし検討して、もしそのようなガイドラインを作成していくという方向と仮になった場合は連携して、そこでは内容が甘いとか、そこへ行くと楽にできるようなものじゃなくて、同じような内容で東浦町のこの中身も含めて検討して、これからガイドラインの策定も含めて検討していきたいというふうに考えております。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

先日、美浜町の議会を私傍聴しまして、服部さんや片山さんもいらっしゃいましたけど、そこでやはり町長は、この太陽光発電の問題についてもやはり問題があるから、ガイドラインの設定、設置のほうを検討していきたいと、このような前向きな回答をしておりましたので、ぜひともこの美浜町、南知多町力を合わせて、同じように、やはり風力だけじゃなくてこの太陽光発電についてもガイドライン、そして条例と、このような形でまた検討、審議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

じゃあ次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問2-1、南知多町でも風力発電装置の設置にかかわる指導要綱（ガイドライン）を作成中であると聞いたが、そのガイドラインをどのように周知し、具体的な規制を事業者等に要請・実施・検証していくつもりかについて答弁させていただきます。

今回、本町が作成するガイドラインにつきましては、町公式ホームページや町広報などにより公表していく予定をしております。なお、事業計画が認定された事業者には経済産業省資源エネルギー庁のホームページにおいて確認し、ガイドラインの送付を行うとともに、ガイドラインの遵守を求めていきたいと考えております。

また、町内に風力発電施設の設置予定のある事業者4社には、5月17日付でガイドライン策定予定について、お知らせ文書を送付しております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

もう既に5月17日付で、前回の全員協議会の中でもお示しされましたけれど、いち早く美浜町のようにならないように業者に対して文書を送ったと、そういう点では非常に敬意を表するものです。ただ、業者もさる者でございますので、あの経済産業省のホームページに載ったということは、土地の取得はほぼもう終わっている、もしくは土地が必ず確保されているというふうな、あの状態でホームページに載るんだそうでございます。これは経済産業省の中部支局に確認しました。なので、前回の全員協議会の場に出されたあの7件の今の案件については、いつ何どき南知多町で導入されてもおかしくないときなんです。もう既に、あれは土地の購入もほぼ終わっているんだそうでございます。なので、やはりしっかりともう一度業者に対して、我々はガイドラインをちゃんとつくったからちゃんと届け出をなさいと、それをやらせる必要が本当にあると思います。そういう点では、このガイドラインを有効に使っていただきたいと、このように思います。そういう点では、もう一度業者に対して、このガイドラインができたときにこの発出をするという、そういうお考えはありますか。

○議長（藤井満久君）

環境課長。

○環境課長（宮地廣二君）

ただいまの内田議員の業者へもう一度という話でございますが、私のほうも今、小型風力発電のほうのガイドラインを作成中でございます。今、そういったことの中身のまた精査等も行っております。これができた暁には再度、この間7件、業者としましては4社ありました。そういったところへ再度、こういったガイドラインができたということで、そのものをまた送ろうというふうに考えております。よろしく申し上げます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

今のあの美浜の状況を見ますと、もう業者は本当にあれは建て売りですから、自分は売っちゃったらもう後は知らないよと、本当にそんなような業者です。なので、私たちの町は、結局、建て売り風力発電業者に侵されると、こういうような状況でございます。もちろん自然再生エネルギーをきちっとした形で導入することは私は大賛成なんですけど、全く住民説明もなく突然やられると、そのようなことはあってはならないと思います。とりわけ、ちょっとさっきの話に戻りますけど、太陽光のちょうど檜の木、今山側でつくっている、ちょうど下側にいるおばあさんがいたんですけど、あのおばあさんは何をつくっておるかということをつい聞いたかということ、中部電力が電線を引くときに、これは何をやるんですかと言ったならば、ここで太陽光発電をするから、おばあさんはここで太陽光発電があるんだよということを知ったと、業者からは何ら一切説明がないと。とんでもないことでございます。

やはりこれは風力の問題もそうです。きちりと、やはり普通、家をつくるときは隣地の確認があります。隣の人に、今後家をつくるからお願いしますねということは当然あるわけで、そういう当たり前のことは、やっぱりきちりとこの風力発電においてもやられるようなことでお願いしたいと思います。

1点、風力発電に注文があります。

この前、環境課の方にもお願いしたんですが、もっと青森県の横浜町や五所川原では

かなり厳しいガイドラインになっております。要するに、このガイドラインを、私たちがつくったガイドラインを守らない場合には、ホームページに公表して、今後の事業についてはこのまちではやらせませんよと、このような内容のガイドラインが、ガイドラインであってもされているわけです。そういうようなガイドラインに、今回、全員協議会の中で示されたガイドラインの案には、一番最後はそこまでなっていないんですよ。美浜町もそこら辺の部分は今、パブリックコメントをやっていますので、どうなるかちょっとわかりませんが、ガイドラインといっても強いガイドラインをつくる意思はないのかと、そこについてお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

ただいまの御質問でございますが、ガイドラインを遵守していない、沿っていないということで、即それが違法になるということではないと思います。現行法上、違法でない業者が正当な経済活動といいますか、営業でそういったことの事業をやるということで、違法でない業者を公表していくということは、事業者側から見れば企業イメージが傷つけられたというようなことにもなりますので、名誉毀損だとか営業妨害というようなことにもなりかねないというところもございますので、今のところガイドラインを遵守していない業者を公表していくと、その内容を盛り込むということは考えておりませんが、それにつきましても美浜町も含めた近隣市町の動向を踏まえて調査・研究していきたいというふうに考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ちなみに紹介だけしておきます。

青森県の横浜町のガイドラインの文面は、本ガイドラインを遵守しない事業者等については、事業者名、事業概要を公表するとともに、今後横浜町での再生可能エネルギー事業の全ての取り扱いの中止を求めることとすると、これはガイドラインでこんなに書いてあります。それから五所川原のホームページの中身も見てください。本ガイドラインを遵守しない事業者については、五所川原ホームページにて事業者名、事業概要を公

表するものとする。横浜町のほうがかなりきついですけれど、一度やはり考えていただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の3-1になります。中部空港沖を埋め立てることは漁業に多大な影響を及ぼすものである。本町として漁業を守るためには、現在のアセス計画の配慮書、方法書段階で反対の意見を表明すべきではないかとの御質問に答弁をさせていただきます。

中部国際空港沖公有水面埋立事業の事業者であります国土交通省中部地方整備局は、環境影響評価法に基づく環境影響評価の段階的な過程における配慮書、方法書の作成段階で公告縦覧期間を設けまして、愛知県や環境影響を受ける範囲と想定された市町へ意見照会を行った経緯がございます。平成29年に方法書手続の中で意見を求められた市町は、常滑市、知多市及び美浜町の2市1町であります。現在、配慮書、方法書手続の段階を過ぎておりまして、これまでの段階で、南知多町としての意見書を提出する機会はありませんでした。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

確かに今、言われたとおりです。3つの市町村しか愛知県知事は要請しなかったわけですが、しかし、失礼なことではございます。愛知県の中で一番魚をたくさんとって水産業に貢献しているのは南知多町でございます。あそこの中部国際空港は、やはりできて、そしてたくさんの被害というか、あそこはアマモができる場所を潰して、そして空港をつくったわけでございますけれど、今後も漁業を中心になって担う場所は、この南知多町なのにかかわらず、それに対して意見を求めないこと自体が、それは失礼なんです。しかし、この意見表明については別に終わっても、国土交通省中部地方整備局港湾空港部の方にお聞きしますと、これは幾らでもまだ受け付けますよと。だからそれぞれの立場を、いわゆる意見募集の段階というのは1カ月ぐらいで終わっちゃって

るわけですけど、去年の。だけど、今でも意見があれば受け付けますと言っているので、南知多町として、埋め立てによって土を埋め立てることは巨大な漁業に対しての影響を及ぼすおそれがあるということを、やっぱりしっかりとした立場を表明すべきじゃないかというふうに思うんです。

とりわけ今、ここに国土交通省中部地方整備局が出している文書がありますけど、ここにありますように、例えばイシガレイでも生息域の消失があることから、未成魚・成魚の生息域が移動する可能性が考えられると、この今の埋め立ての方法書、配慮書の中で出されておる文書ですよ。それを見てみると、もう既にそういう懸念があるわけです、ここに。それでアマモなんかでも、ただし、流れの変化予測により間接的な影響の可能性が考えられる。それから、このスズキでも、スズキの生息環境に対する影響の可能性が考えられると。だから、あそこを土を捨てて埋めることによって、魚やマイワシ、ここではマイワシ、イシガレイ、スズキ、アマモ、アサリ、アサリなんかは流れの変化予測に伴い、底質性状が変化し、分布域が悪化する可能性が考えられますと。ただでさえ今、もう既にアサリがとれません。

先日、私、漁業者の方と、かなり多くの方と話をさせていただいています。漁業者の方の一致した意見は、あんな土捨て場にするのはもってのほか、反対だ。土木業者の方も言われます。あんな土捨て場にするようなことは我々は反対なんだと。それは、農民が自分の田んぼに土を埋められて田んぼができなくなるのと一緒だと。まさに至言であります。

そういう立場から漁民の方は、今は昔ほど新空港ができるときほど敏感ではありませんけれど、しかし、やはり漁業者の立場から海を汚くさせられると、土を捨てられると、そんなことに賛成する漁業者なんか一人もいないわけですよ。南知多町は第1次の、先ほど言われましたような基幹産業ですよ、漁業は。それに対してやはり、あんなところを土捨て場にするんじゃないと、どうして言えないんでしょうか。ぜひともそれは南知多町で表明していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

ただいま内田議員のほうから漁業への影響は避けられないだろうと、このような見通しをおっしゃられました。南知多町といたしましても、この愛知県で最も漁業が盛んな

地域でございます。南知多町の基幹産業というふうな認識もしております。それに対する漁業へのこの埋め立てが影響がないということはまず考えられないだろうというふうな、そういった認識でおります。その点については一致した認識かなというふうに思っております。

今後の南知多町のほうの姿勢といたしましては、これは次の御質問のほうの、今後の意見表明の準備はあるかという、こういったようなことに関連すると思われしますので、こちらのほうの質問の回答をあわせて申し上げてよろしいでしょうか。

○5番（内田 保君）

はい、よろしく申し上げます。

○企画部長（田中嘉久君）

ということで、御質問の3-2のほう、今後の埋め立て準備の準備書、評価書のアセス準備に対しても南知多町としての意見表明をする準備はあるかについて答弁をさせていただきます。

現在、この環境影響評価の手続は、配慮書、方法書の手続段階を過ぎまして、調査・予測・評価の実施及び環境保全措置の検討が進められております。今後、準備書手続の段階に入りますと、改めて愛知県知事の意見を求める中で関係市町への意見照会があると見られます。

また、環境への影響を調査する、評価するこの環境影響評価とは別に、中部地方整備局におきましては、中部国際空港沖を埋め立てた際の漁業への影響を調査・検討中でありまして、この調査結果も注視していく必要があるというふうに考えております。これまでの段階で南知多町としての意見書を提出することはできませんでしたが、漁業を守る立場での本町のこの意見につきましては、これは漁協等とも十分調整を図りながら、国や県に、これは強く訴えていかなければならないというふうに考えております。以上です。よろしく申し上げます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

今おっしゃられた漁業影響評価の調査は2014年から2016年の3年間で、既に伊勢湾漁

業影響調査委員会を設置して、伊勢湾内の漁業についてどういうふうな、いわゆるカレイはこういう影響がある、そして、イワシはこういう影響があるということはかなり個別にやっているんですね。この内容は準備書に出てくるんです、今度の。準備書に配慮をされながら、いわゆるその準備書が出た段階でほとんど埋め立てにはまってしまってしまいうわけですが、準備書、評価書がやれて、それから公有水面の埋め立てになっていくわけですけど、やはり早い段階で、今言われたように、南知多町としての態度を表明していくことは本当に求められていると思います。

紹介します。

国土交通省の港湾空港部のホームページがありまして、この空港埋め立ての問題について、さまざまな県民の皆さんからの御意見を伺っております。これが事業計画に対する意見という形で、このページでホームページを出すことができます。例えば紹介しますと、埋め立て予定地の3キロ沖、3キロ南の野間漁協の組合員です。ノリ養殖を営んでいます。空港の工事中、完成後において重大な影響が出ている。ノリ、アサリについては想像以上に悪い状態にありました。それを、さらにしゅんせつ土砂をその周辺に埋め立てることは容認できません。それから、名古屋港でしゅんせつした土砂は名古屋港の中で始末してもらいたい。伊勢湾にどうして捨てるんだと、こういう意見。そして、しゅんせつ土砂はどうして海に戻すのか、山に戻したらいいじゃないか、こういう意見もあります。それからポートアイランドで今山積みしてあるわけでございますが、仮設の説明があったけれど、セントレア沖に計画するという説明では話にならないと。陸の処分場をもっと工夫すべきだと、こういう御意見です。ノリ養殖が続けられるのかと率直に書き込んでおるわけですね。それで、やはりさまざまな漁業者の本当に生の声だとか、それから専門家の大学の方の意見だとかというような形で載っております。

やはり懸念されているのは、それぞれ環境影響評価がきちっとした、1つは空港をつくるからみたいな、まだしっかりとした計画がないのに、空港をつくるという計画もないのに、それをあたかも空港ができるかのような宣伝がされているという、これは問題です。まさに漁業者は、海を汚すことは許されないと。今現在進められていることは、国土交通省が名古屋港湾内にできたしゅんせつ土砂をどこに捨てるかという問題なんです。空港の問題じゃないんですよ。だから、やはり南知多町として、そんな海を汚して魚が減るようなことはまかりならんと、このような姿勢でぜひとも強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

御質問4-1、南知多町の子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）には、ファミリーサポートセンター事業は27年度から開始する計画となっている。しかし、30年度になってもいまだ設置されていない。具体的な方向性を示すべきと考えるが、どうかにつきまして答弁させていただきます。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、小学6年生までの子どもを持つ家庭を対象に、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的・臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織であります。現在の計画は需要の動向を見ながら事業委託等を検討していくこととし、1カ所を設置した場合の利用見込み量を計上したものでございます。なお、地域子ども・子育て支援事業としまして、保育が一時的に困難となった子どもを預かる一時保育事業につきましては、平成29年度実績で、2保育所で37人、延べ213日の利用がありました。また、小学生を対象に行っている放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブの充実にも努めておりまして、平成22年6月から内海で、平成28年9月から豊浜で行っており、6月1日現在、35人の利用がございました。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、本年度、子ども・子育て支援事業計画アンケート調査を、就学前児童を持つ保護者や小学生を持つ保護者を対象に行いますので、詳細な調査項目を設け、利用意向や協力者の調査を行い、他市町の状況を確認しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

平成29年の議事録に、高原さんが質問した回答の中で、厚生部長、その当時の柴田さんが、今年度は——平成29年度ですね——平成27年度から平成31年度を計画期間といたします子ども・子育て支援事業の中間年に当たりまして、計画の見直しを予定しておりますと、こんなようなことがされておりました、ファミリーサポートセンターにつ

いても本町では開設しておりませんが、事業の実施も含めて今後の検討課題と考えておりますと、こんなような回答をされております。

29年度にどのような計画の見直しをされましたか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

今、議員の御指摘のとおり、29年度、中間年で見直しをするという答弁になっておったかと思いますが、さまざまな事情でその見直しが残念ながら行えなかったということで、今年度、改めてアンケート調査を行うものですから、要はどれだけ需要があるか、要望があるかが基本になるかと思っておりますので、今年度のアンケート調査の結果を踏まえて判断していきたいというふうに考えております。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

まさにこれは地域の皆さんが地域の子育てをそれぞれ協力して応援すると、こういう事業でございます。ちなみに、知多半島の中でこの事業をやっていないところはどこですか。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（相川和英君）

それでは、内田議員の知多管内で行っていないまちについて答弁させていただきます。この事業を現在行っていない市町村は、本南知多町と、現在、阿久比町の2町が行っておりません。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

今言われたとおり、私も各市町村にそれぞれ電話をしまして、その状況がどうなっているのかということをお聞きしました。いわゆる時間当たり500円程度で子どもを連れ

てくるだとか、それから子守をするだとか、それから放課後児童クラブへの移送をする
だとか、また、お母さんが本当に子育てに疲れたときに一時預かってほしいと、こうい
うような役割も、このファミリーサポートというのはあるんですよ。さまざまな役割
がこれがあります。そのほか冠婚葬祭のときに、子どもをちょっと預かってもらって自
分はちゃんとお葬式に行くだとか、そういうふうな形で、やはり、ちょっとした子育て
のときのサポート、そういう面で若い人が確かに100人を切るような町でございますの
で、よりやっぱり厚いそういう点での施策というか、これはボランティアが中心となっ
てやる施策ですので、そこでやっぱり要望があれば立ち上げられないことはないという
ふうに私は思っています。

とりわけ先日、若い方とお話しさせていただいて、それはどういう方かというと農業
をやってみえた方ですね。お母さんも農業をやらなきゃだめだと。おまえさんが何だ、
田植えをしないでどうするんだと。もう今後子どもを産むことは、絶対産ませんぞとい
うそういうような、小さい子もいるわけですね、そんなふうな会話になっちゃっている
わけですよ。だから家の中でも、おばあちゃんはいるけれど、おばあちゃんは面倒を見
てくれない、農業をやらなきゃいけないから。そういうふうな家庭が南知多町の中には
いろんな家庭があって、若い方が本当に子育てで困ってみえると、そういうことはいっ
ぱいあると思います。そういう点では、やっぱりそういう施策を幅広く細かく条件整備
をしていくということが非常に大事だと思うんですけど、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

今、議員がおっしゃられたとおり、少子化が著しい本町にとりましては、子育て支援
対策としてのファミリーサポートセンターは極めて重要な事業になるものと考えますが、
それもアンケート調査の結果で、その要望がどれだけあるかということで考えていきた
いと。要は、受益と公費負担のバランスを考えて、費用対効果でそれをやるべきなのか
どうかということも踏まえて判断していきたいというふうに考えております。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。

やはり少子・高齢化という形で、この南知多町が子どもたちが健やかに育てられるという条件整備、そして、親もしっかりと働く場所が確保できて、またその時間が確保できるような、そういうような条件整備、お互いに地域の中でのその条件整備はしなきゃいけないし、そして、公的な責任としてもその部分は設定していくと。お金の費用の面が大変かかってくると思うんですが、ぜひ前向きな検討を、未来ある未来への投資だと思ってぜひとも決断していただきたいと、このように思います。ありがとうございます。

○議長（藤井満久君）

以上で、内田保議員の一般質問を終了いたします。

○議長（藤井満久君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 15時28分 〕